

1. 議事日程第3号

(平成23年第6回大口町議会定例会)

平成23年9月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新 生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環境課長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	近 藤 孝 文	生涯教育部参事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	地域振興課長	平 岡 寿 弘
建設農政課長	鷓 飼 嗣 孝	都市整備課長	渡 邊 俊 次
行 政 課 長	江 口 利 光	政策推進課長	社 本 寛

50周年記念事業  
事務局 長

前 田 悦 巳

学校教育課長

竹 本 均

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

河 合 俊 英

議 会 事 務 局 長  
次

吉 田 雅 仁

## 開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人でありますので、定足数に達しております。よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（倉知敏美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（倉知敏美君） 土田進議員。

9番（土田 進君） 皆さん、改めましておはようございます。9番議席の土田進でございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、地上デジタル放送移行に伴う問題点について質問をさせていただきます。

58年間続いたテレビのアナログ放送が、地上デジタル放送へ本年7月24日に完全移行しました。政府は、地デジ化を国策として推し進め、デジタルテレビの購入やアンテナの取りかえなど、必要な対応を国民に求め続けてきました。しかし、高齢者や低所得者を中心に、全国で10万世帯が対応を済ませていないとも言われ、アナログ放送最終日だけで、総務省や各放送局には18万件を超す問い合わせがあったと言われています。貴重な情報手段であるテレビが見られなくなった地デジ難民は、高齢者を含め、相当な数に上っているのではないかと心配されるところであります。

6月の広報「おおぐち」でも特集記事が組まれ、いろいろの問い合わせは地域振興課で対応されていたようですが、そこで、問い合わせはどのようなものがあったのか、また何件ほどあったのか、お尋ねをします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 移行しまして、問い合わせについての御質問でございます。

大口町に寄せられました問い合わせ件数は把握しておりませんが、最も多かった問い合わせ内容は、どうすれば地上デジタル放送を視聴できるかという御質問でした。そのほか経済的な理由等で地上デジタル放送が受信できない方のために、チューナーを無償で給付する制

度があり、この申込方法に対する問い合わせも多く寄せられました。

こうした問い合わせに対しまして、大口町といたしまして回答が困難なものにつきましては、総務省が開設しておりますデジサポ愛知を案内し、ここで対応した大口町の方からの問い合わせは、電話相談が6件、それから戸別訪問が3件と報告を受けております。以上です。

(9番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田 進君) いろいろな問い合わせに親身に対応してもらったようであります。

高齢者にとっては、今回の切りかえは非常に難しく、特に高齢者世帯では、費用の負担と、視聴できるまでの方法について悩んだのではないのでしょうか。

ところで、簡易チューナーの無償配布は、7月24日で終わりましたが、何台要望があったのかお聞きします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) その件数につきまして、ちょっとうちの方では把握しておりません。

ただ、先ほどお話しさせていただきましたように、デジサポ愛知への御案内がありまして、その中での地上デジタルチューナーの設置に関しましてとか、それに関したのものにつきましては、市町村民税非課税世帯につきましては、チューナー配送件数が14ございました。それから、NHK受信の関係の全額免除世帯につきましては96件、そのうち工事完了が70件、それからチューナーの配送によるものが13件の83件、あと、申し込みはございましたけれども、途中で自分で買われた等で、対象外となられた方があるというようなことは把握しておりますけれども、全体的なことは把握しておりません。

(9番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田 進君) 平成22年度の大口町の統計によりますと、単身高齢者世帯が261世帯、高齢者世帯が164世帯、合わせて425世帯あると発表されています。特に高齢者世帯では、外部とのかかわりが少なく、世間の情報をテレビから得ていることが多いと思われれます。災害発生時の情報も、テレビを通じて知ることになると思われれます。以前より民生委員の方をお願いして、高齢者世帯の地デジ対応の調査がなされていたと思いますが、また、7月24日のテレビ放送の完全移行により、高齢者世帯で対応できなかった、いわゆる地デジ難民はなかったか、町として把握しておられるのかお聞きをします。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 先ほどとちょっと八重るかもわかりませんが、総務省か

ら、愛知県における地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率が、平成22年12月時点で96.8%、ことし3月に発表されました。その後調査はされておらず、現在における普及率は把握していません。

これまで町といたしまして、地上デジタル放送への準備を進めていただくために、定期的な広報を行ってまいりました。議員御指摘の高齢者世帯等には、民生委員の皆様や包括支援センターが、福祉こども課におきましては生活保護受給者や在宅重度障害者手当受給者に個別・対面で案内するなど、きめ細やかな周知を行ってまいりました。

総務省では、市町村民税非課税世帯　その多くは高齢者世帯でございますけれどもや生活保護などの法的な扶助を受けているNHK放送受信料全額免除世帯など、経済的な理由等で地上デジタル放送が受信できない方に対し、簡易チューナーの無償給付を行っております。この制度の実施機関である地上デジタルチューナー支援実施センターによりますと、大口町の市町村民税非課税世帯からの申し込みは15件、NHKの放送受信料全額免除世帯からの申し込みは96件あり、そのすべての対応を完了しているということでございました。

現在の世帯普及率は把握しておりませんが、地上デジタル放送に完全移行した7月24日以降、そういったことでの問い合わせがほとんど今現在ございません。そんなことから、大口町では混乱なく移行したものと現在は認識しているような状態でございます。以上です。

( 9 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君）　土田議員。

9番（土田　進君）　NHKの発表によりますと、7月24日の地上デジタル放送への完全移行に伴う放送受信契約の解約の申し出が、8月末現在で9万件あったと明らかにしました。私の知る範囲でも、単身高齢者世帯で、地上デジタル放送への完全移行を機に、テレビ放送を見るのをあきらめた方もおられます。デジタルチューナーを買い、またUHFアンテナの工事をするなどの費用がかかるため、これを機会にテレビを見るのをあきらめたと言っておられました。以前は民生委員の方が、単身高齢者世帯及び高齢者世帯を毎月1回訪問して、安否確認やいろいろの相談事に対応されていたと思います。現在は、そのほかにもコミュニティーワークセンターの地域見守りの方も、単身高齢者世帯や高齢者世帯を訪問され始めておられるようにお聞きしておりますが、そのような機会に、地デジ化によりテレビのことで困っている世帯があるのかなのか、いま一度何らかの方法で調査をお願いできないでしょうか、お尋ねをします。

議長（倉知敏美君）　地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君）　受動的といいますが、受け身的な話になるかもわかりませんが、確かに先ほど言いましたように、7月24日以降問い合わせ等がないということで、うちの方も、先ほどお話ししましたように、ないのかなとは思いますが、一番担当部長の方は

当然、私どもではなくて、福祉部担当になりますので、そちらの方の意向確認をしまして、それができるものと、今即答ということはできませんけれども、そんな中でやれるのかなあと思いますが、直接の声というのは町政の方には届いていないというのが現実ということだけはお話しさせていただきます。

( 9 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 土田議員。

9 番 ( 土田 進君 ) ケーブルテレビ加入世帯では、移行後もアナログテレビで放送をそのまま見ることができたと伝えられています。しかし、この措置は数年間の時限措置のようですが、たとえその数年でも、今までのテレビでそのまま使えるのは、さまざまな面から助かるのではないのでしょうか。

大口町域にサービスを提供しているケーブルテレビ局は現在ないようです。「桜さんの何でも言ってちょ」でも投稿があるように、ケーブルテレビのサービスを提供することができれば、一般の世帯でも利便性が向上し、地デジ移行でテレビの視聴をあきらめた世帯も、テレビが見えるようになります。しかも、アナログテレビのままで視聴できるようです。周辺自治体では、すべてケーブルテレビ事業者がサービスの提供を行っています。江南市、岩倉市などはスターキャットケーブルテレビネットワーク、犬山市、小牧市、扶桑町などは中部ケーブルネットワークサービスが提供を行っています。私が調べたところによりますと、愛知県内でケーブルテレビのサービスのない地域は、三河山間部の新城市、設楽町、東栄町、豊根村と飛島村ぐらいではないかなと思います。

サイバータウン大口、ハイテクのまち大口をうたっている大口町が、ケーブルテレビのサービスがないのは不思議です。以前のサイバータウン構想の中で、ケーブルテレビを本町へ接続しようと検討した経緯があるようです。その構想の中で、大口町へ事業展開を検討しているケーブルテレビ関連業者 2 社の話を聞きましたが、一時的な費用負担は必要になるものの、民間業者主体ということで、当初はそれほど大きな費用ではないと感じました。ところが、推定普及率の設定が二、三十%という低いもので、町内全戸、全域という町の希望とは大きな差があり、全戸対象となるとかなりの費用負担が町に発生することが判明した。また、利用回線の同軸ケーブルから光ファイバーへの転換期に差しかかっていること、宅内工事費、利用料金、個人負担が高いため、補助が必要になることから、全戸を対象として敷設するには適さないという判断になりましたとあります。その時点で、町としては前向きな検討をしたようですが、ケーブルテレビの業者は推定接続率二、三割と低く見積もっていたにもかかわらず、町内全戸、全域を大口町が希望したため、見送った経緯があるようです。それを踏まえ、今からサービス提供を頼んでも、利用世帯数はそれほど多くなるとは思いませんが、利用者の推定接続率が二、

三割であるならば実現できそうな気がします。ぜひ大口町でもケーブルテレビ会社を積極的に誘致し、町民が利用できるように働きかけはできないでしょうか、お尋ねをします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 議員御指摘の「桜さんの何でも言ってちょ」でも回答しておりますとおり、平成19年、町周辺を放送エリアとして開設しておりますケーブルテレビ事業者に対し、大口町へのエリア拡大の意向を問い合わせたことがあります。このときは、採算がとれないため、大口町で営業する計画はないという回答でございました。これ以降、ブロードバンドの普及や放送のデジタル化が進んだとはいえ、ケーブルテレビにはケーブルテレビの利点がありまして、大口町にエリア拡大をされることは、住民の皆さんにとって選択肢が広がる、歓迎すべきことと認識しており、このスタンスは当時から変わっておりません。

エリア拡大の優遇措置を設けられるような町主導の誘致を行うことは考えておりませんが、事業者の意向があれば、町としてできる協力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（9番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） ぜひ大口町でもケーブルテレビが接続できるように、町としても積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

次に、アナログ放送の停止で、1,000万台を超えるアナログテレビが不要になったとされています。全国でテレビの不法投棄が急増して、特に山間部や大きな河川敷など、不法投棄しやすい土地を抱える自治体では、頭を悩ませているようです。大口町にはそのような土地はあまりありませんが、最近、私の住んでいる近くでも、町道わきの草むらに2台、また、少し離れた五条川の堤防斜面にも1台捨てられていました。目につきやすいところに捨てられていた2台はすぐに片づけられましたが、目につきにくい豊田1丁目地内の五条川の堤防斜面の1台は、最近草刈りが行われて、その際片づけられたんだなあと思います。

よく新聞記事やニュースになるものは、業者等による大量の不法投棄であり、今回のような1台、2台の場合、町がやむを得ず税金で処理しているものと思います。まだまだ不要になったテレビを持っている家庭も多いと思われます。先ほどの質問で私は申し上げましたし、森町長も総務部長時代に一般質問の答弁で、専用チューナーを取りつければアナログテレビでも引き続き見ることができることを周知して、大量廃棄の抑制に努めてまいりたいと言われておりました。私は、旧式のブラウン管29インチのテレビを持っておりましたが、今回の地デジ化で使えなくなると思い、やむを得ず倉庫に保管しておりましたら、家電リサイクル法の関係で中型ごみとして処分もできず、先日、大手家電量販店に、かなり重いので大人2人で持ち込み、

処分を依頼しました。処分費は2,835円、処分場への運搬費525円、計3,360円を支払い、引き取ってもらいました。先ほどの豊田区内のテレビの投棄は、多分一般の方が、このような費用を負担したくないために、夜に紛れて投げ込んだものだと推測されます。

そこで、過去1年間に町内で不法投棄された旧型テレビの個数及び撤去費用の額はどのようになっているのか、お尋ねします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 平成22年度中に道路などに不法投棄されました町が回収したテレビの台数は、32台となっております。処理に要した費用といたしましては、6万6,675円となっております。その内訳は、リサイクル可能な状況で、家電リサイクル法に基づきましてリサイクルを行いましたものが5台で、その処理費用が1万4,175円、不法投棄された段階で破損がひどく、リサイクルができない状況でありましたものが21台で、処理費用が5万2,500円、32台中で、今お話ししましたものが26台で、あとの6台につきましては、平成23年度に処理を持ち越したものでございます。以上です。

（9番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） それだけ税金としては、金額はあれかもしれませんが、またこのほかにも手間ひまもかかっているわけです。ここまでは、地デジ化に伴い、テレビだけの話をしましたが、先ほどの家電リサイクル法に定められたエアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビは、廃棄するにも料金がかかることは一般にも知れ渡ったことだと思います。これからも不法投棄は、これらの家電を中心に起こる可能性があると思います。不要になった家電品の回収のために、どのような指導や対策を立てられておられるのか、お尋ねをします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 不要となった家電品のうち、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法に規定する4品目、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、それから電気洗濯機及び衣類乾燥機、そして改正資源有効利用促進法、いわゆるパソコンリサイクル法に規定するパソコンの処理については、他の一般廃棄物とは異なり、収集運搬処理の主体が、製造メーカー、小売店、消費者と定められております。そのため、大口町まちのカレンダーにおきまして、これら家電製品が不要となったときは、処分方法をQアンドAを含めわかりやすく掲載し、適正に処理していただくよう啓発をしております。以上です。

（9番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、5年以



下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、または、これをあわせて科すことになっております。それでも不法投棄はなくなりません。不法投棄をさせない、されないためにも、不法投棄をされやすい場所をできるだけなくすることが重要であると思います。

大口町の中でも不法投棄されやすい場所の一つに、大口町の南端の豊田1丁目、2丁目と江南市との境界の江南市道と大口側の農業用排水路敷については、20年6月定例会一般質問でも取り上げさせていただきましたが、その後も草刈りがされることなく、雑草ばかりではなく、高さ6メートルから7メートルの、また、幹周りが直径が20センチ以上もある大木に成長しております。今では枝が江南市道にまではみ出してあります。このような場所は、どうしても不法投棄をされやすい場所となります。個人所有の耕作放棄畑・田も不法投棄をされやすい場所ですが、まずは町有地である道路や農業用排水路を草や木が生い茂らないように管理すべきではないでしょうか。

私の近くですが、隣接する江南市側では、毎年8月に、業者により田んぼの中の農業用排水路ののり面も草刈りをきれいに行っております。この場所については、18年度の豊田区の土木要望の1番に、水路敷の改修をお願いしてはいたしましたが、いまだに放置されたままです。年間で何回もごみの不法投棄の回収が町によって行われていて、その処分のための手間、費用も大変だと思います。そこで、このような不法投棄されやすい場所への対策は検討できないか、お尋ねをします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 私ども所管の環境課での立場からの御回答をさせていただきます。

不法投棄に対する対策といたしましては、現在、不法投棄防止看板の設置を主に行っているほか、大量の不法投棄につきましては、廃棄物処理法違反で警察に告発をしております。国におきましても、不法投棄防止を目的に、先ほど議員からも御案内がございましたように、廃棄物処理法を平成3年、平成9年、平成12年、平成15年と立て続けに改正いたしまして、先ほどありました、1,000万円の罰金、あるいは5年以下の懲役というような改正をしてきております。そういうふうに、不法投棄等に関する罰則の強化を行ってきえるような状況でございます。

引き続きまして、不法投棄されやすい場所などにつきましては、防止看板設置等によりまして対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

（9番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 看板を出していただくのも結構ですが、やはりすごい草丈も高いですし、

木も大きくなってしまっております。ぜひこれをきれいにしていただきたいということを要望しておきます。

今、告発をするとおっしゃいましたが、今までに告発されたことがあるのかどうか、お聞きします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 昨年度ございましたけれども、中小口地区で1回、就職が何かわかりませんが、借家等から移転された場合、そういったことで不要なものを不燃物置き場に置かれたというようなことで、それがいわゆる所定のものではなかったということで、相手方を告発したというような状況にあります。

（9番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 違法行為に対しては、積極的に告発とかして、罰していただきたいということを思います。

なぜまた20年に一般質問したことを取り上げたかと申しますと、そのときに私の一般質問に対して当時の建設部長の答弁は、大口町の農家総数が減少する中で、団塊の世代を初め、多様な方々が農業に取り組まれているようですので、その方々を中心に、区域を分けて農業用排水路の草刈りをお願いし、これに対して対価を支払いをする、この方法を推進するに当たっては、行政と農業者の協働で進めてまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。しかし、そのような事業はいまだに行われておりません。今回こそ、ぜひ速やかな対応をお願いいたします。不法投棄をされ、その撤去のために税金を使うのではなく、そうさせないために、前向きな費用を使ってもらいたい。ぜひ要望にこたえていただくよう、重ねて要望をしておきます。

最後に、確認のためにお聞きします。

先日、9月2日、ちょうどこの通告書を提出した日ですが、中日新聞の朝刊に、扶桑町の木曾川堤防斜面で豊130枚が不法投棄され、撤去責任者は国か県かでもめている報道がされていきました。そこで、我が大口町にしますと、五条川の堤防の斜面の不法投棄物の処理責任は町なのか県なのか、また、私が見ましたテレビ1台は、五条川の白木橋のたもとの斜面に捨てられていたのですが、最近撤去されましたが、これは県でなされたのか町でなされたのか、わかればお教え願います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今、議員のお話にありました木曾川河川敷につきましては、県と国と国交省とで、処分費をもったのはどちらだというようなお話かと思えます。

うちの方の五条川につきましては、大口町の方で撤去はさせていただきました。ただ、お話

がありましたように、河川の管理者でありますのは県でございますので、本来でいけば県かと思えますけれども、そうやって言っているよりも、不法のものをそのままほかっておくと、一つが2台、2台が3台というふうにはいけませんので、早期に対応させていただいたというのが現状でございます。

( 9 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田進君) 大口町民はごみの不法投棄をしない、また他の市町からもごみを持ち込まれないようにするためには、不法投棄されやすい場所をなくすことが一番ではないかと思えます。今後も不法投棄をされやすい場所をなくすことに、力を入れていただくことを要望しておきます。

次の質問に移ります。

7月3日に発生した交通事故への対応についてお尋ねをします。

私は、6月議会の一般質問で、通学路の安全確保について、お尋ねをいたしました。4月18日、栃木県鹿沼市で起きた集団登校中の列に大型クレーン車が突っ込み、6人の児童が亡くなった事件のような悲劇が我が大口町で起きないことを願って、質問をさせていただきました。

しかし、悲しいことに、一般質問をしてからわずか19日後の7月3日12時20分ごろ、大口中学2年生の女子生徒が、クラブ活動から自転車での下校途中に豊田地内の国道155号線の側道を走行中、物流倉庫から国道に出る大型トラックにはねられ、亡くなるという、大変大きな事故が起きました。当時を思い起こしますと、事故後3時間ほど国道は通行どめになり、夜半からの地方のローカルニュースでは、トップに扱われるほどの事故であったと記憶しております。この倉庫の出入り口にはセンサーが設置されており、自動車が出る際には「自動車が通ります。御注意ください」の音声が行くようになっていました。お聞きするところによりますと、大型トラックの運転手は、国道に出る際、歩道にはみ出して停止をし、近くにある交差点の信号と通行する自動車に気をとられ、自転車が目に入らなかったため発進し、事故になったと聞いております。

このような事故に対して、町としてどのような対応をされたのか、お尋ねをします。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 7月3日の交通事故は、大口中学校の在校生徒の多くが大きな衝撃を受けました。特に部活動を終えて帰宅する途中であったため、同じ部に所属する生徒の一部は、心のケアを受けるため、緊急に保健室や相談室で、教員並びにスクールカウンセラーによる面談を受けました。そのため、教育委員会では、愛知県教育委員会へ依頼し、7月5日から8日までの4日間、スクールカウンセラーの配置を緊急にお願いしました。

また、各小中学校に対し、通学路の再確認、特に通行車両の多い道路、車の出入り口、人通りの少ない道路などでの安全対策など、児童生徒の交通安全を徹底するように依頼しました。

一方、江南警察署は、国道155号線にある大口町及び江南市の運送会社、コンビニ等、約15事業所に対し緊急特報の配布や、交通死亡事故の看板設置による事故の再発防止の呼びかけを行うとともに、事故後1週間、パトカーにより事故現場周辺、大口中学校、西小学校周辺、及び児童生徒の多い地区のパトロールを朝夕各1時間行いました。

7月9日、10日、午前7時30分から8時30分までの1時間、大口中学校の校門で交通監視運動を行い、自転車登校する生徒に対し、自転車安全運転のための啓発用カードを渡し、学校には自転車事故の防止を目的とした啓発用DVDを配付しました。

以上、今回の対応でございます。

(9番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 土田議員。

9番(土田進君) 大変適切に対応をいただいているということで、私は続けているいろいろな質問しようかなあと考えていましたけど、大変よくやっていると、感謝を申し上げたいところであります。

続けて私も質問しようかなあと考えていたのは、小牧インターに近い地区は、大規模な物流センターが多数存在し、大型トラックが頻繁に往来しておるということで、前回の一般質問でも申し上げましたが、こういう事業所に対して、警察とか交通安全協会とも協議をいただいで、また従業員の多い会社にも、交通事故を起こさないように、改めて安全運転指導の徹底をお願いできないかということをお願いして聞いていたのですが、これもやっているとということで、大変よろしいと思います。

また、二度とこのような事故が起きないように、例えばもう一つ申し上げますと、大口中学校において、事故を教訓として自転車通学安全の日を設けるなど、何か検討はされているでしょうか、お尋ねをします。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 御質問の中にあります教訓という言葉が、今回の事故に対して適切かどうかということは非常に悩むわけなんですけれども、あえてここでは教訓という言葉は使いませんが、よろしく願いいたします。

教育委員会は、各小中学校に対し、登下校中の安全対策マニュアルの再確認を行い、教職員が共通理解の上で児童生徒の安全確保に取り組むよう指導いたしましたことは、先ほども述べましたとおりでございます。

登下校の安全確保については、通学路の整備、通学の支援、児童生徒の意識の3点にあると

思います。通学路の整備については、学校からの要望箇所を町民安全課、建設農政課、江南警察署などの関係機関と協議、そして対応しております。予算化のために、翌年度、翌々年度にまたがる場合がありますが、今後も教育委員会が窓口になり対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

2番目の通学の支援につきましては、地域住民によるパトロール団が組織され、日々児童が安全に通学できるように活動いただいております。パトロール団への取り組みそのものが、地域全体への啓発につながるものであり、今後も地域の皆様方には、児童生徒の安全のために、見守り活動を続けていただけたらと思っております。

3点目の児童生徒の安全意識については、集会での交通安全の講話、下校時の呼びかけ、交通安全教室、通学班の班長の役割の確認など、交通安全への意識づけを行っております。また、自転車通学におけるヘルメットの着用、雨天時、夕暮れ時の諸注意などを確認しています。しかし、交通事故は、ちょっとした不注意、また今回の事故のように、ドライバーが安全確認を怠ったことから被害を受けますので、今後とも教育委員会としては、児童生徒に対し、交通ルールを改めて認識してもらうとともに、被害者にも加害者にもならないような意識づくりの機会を関係機関と連携して開催できるよう、検討したいと考えております。

( 9 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 自転車通学の生徒に対して、安全運転、マナー等の教育はされているとは思いますが、自転車の事故というと、車との接触事故などの交通事故を思い浮かべますが、最近では自転車対歩行者のような、歩行者に対する事故がふえているようであります。事故が起きれば、たとえ自転車であっても、加害者、被害者、どちらにもなり得る乗り物であることを生徒たちに十分教えていただきたいと思っております。

前回の質問でも申し上げましたが、各小学校から出されている通学路の危険箇所改善要望の早期実現を図るとともに、中学生の自転車通学者のために、走行危険道路や走行禁止道路を設けるなど、町民安全課が大口中学校関係者から要望を酌み上げ、危険箇所の解消に努力していただきたいと思っております。

この質問をするに当たっては、事前に御遺族の方の了解を得るために、お気持ちをお聞きしました。そっとしてほしいとお気持ちであれば、質問自体しなかつもりでした。しかし、御遺族は、このような事故が今後二度と起きないことを願っておられることでしたので、この問題を取り上げさせていただきました。前途ある中学生が交通事故で命をなくしたのに、大口町議会の全員協議会や文教福祉常任委員会等においては、この事故に対して、行政側から何の報告も説明もされていないと思っております。何もなかったのごとく、あまり騒がれることもなく時が

過ぎてしまったような気がしたものですから、質問をさせていただきました。

9月12日に開かれた文教福祉常任委員会協議会で、森町長より、尾張地方の小中学生による発明くふう展において、優秀作の上位3賞を、大口北小6年の水谷萌七さんら3兄弟が独占したとして、うれしい報告がありました。今までも小中学校の対外スポーツ大会等で成績優秀者が出ると、その都度報告がされてきました。うれしいニュースは報告しやすいのですが、悲しく暗いニュースは報告しにくいかもしれませんが、しかし、我々は、悲しい暗いニュースも取り上げて報告していただきたいと思います。町民、行政が一体となって、再発防止のため、でき得る最善の策を早急にとっていかなければならないと思います。言うまでもありませんが、肉親にとっては、大変大きな悲しみであったことを思います。この悲しみから一日も早く立ち直られることを願っておりますし、今回のような思いをする家族をふやしたくはありません。この事件を風化させることなく、しっかりと検証し、このような悲惨な事故が二度と起きないようにすることこそが、亡くなられた方への供養になると同時に、残された遺族に対する心配りではないかとの思いで質問をさせていただきました。

今回の二つの質問につきましては、速やかな対応こそが一番の対策だと思われれます。ぜひ重ねて行政としての強い指導力を発揮し、速やかな対応をし、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進していただきたいと願い、私の質問を終わります。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

丹 羽 孝 君

議長（倉知敏美君） 続いて、丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 7番議員の丹羽孝です。

議長さんの御指名をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず最初に、議場に町の職員の方の御努力で新公会計の資料をお配りいただきまして、大変ありがとうございました。皆様方の御努力に大変感謝しております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まちの財布や町の広報、ホームページや、議会の広報などから、町からはいろいろな手段で、町の財政状況の周知を図っておられます。しかし、町民の間では、大口町は豊かという概念だけがひとり歩きして、どうして豊かなのか、これからもそうなのかという全体的な財政像がなかなかわかりづらいという疑問が出されております。これは釈迦に説法でしょうけれども、行政の決算は、予算に対応して単純に現金主義の結果だけを示す単式簿記と、現金主義による記帳を行っておられます。収支決算が基本で、人による主観的介入の余地のない現金主義会計、これは住民から負託された公金を扱う公会計においては、大変強みだと思っております。しか

し、単式簿記ですと、資産形成の費用の区分や、借入金と収益の区分がないため、債務の膨らみや将来的な負担が事前に把握しにくく、財政状況と運営成績を会計情報として明らかにすることができないという欠陥を持っていると思います。また、資本取引と損益取引の、いわゆるフローとストックの明瞭な区分がないために、基金や他会計からの繰入金についても、その会計から見れば、本来負債であるにもかかわらず、一般から見ると収益的に扱い、赤字の埋め合わせに使われるために、決算状況として見えないという問題があります。

こういった中で、住民にとってわかりやすいものとして、発生主義、複式簿記を含めた企業会計的手法を導入していく方法が進められているといえます。新公会計は、もう大口町でも準備しておられますけれども、2007年10月17日に、総務省自治財政局長からの公会計の整備推進について（通知）によって、人口3万人以上の自治体については2009年度中に、町村や人口3万人未満の都市は2011年度中には貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表、これはお手元の資料にあるとおりでございますけれども、作成し、公表する努力義務が課されました。大口町でも既にもうこのようにつくっていただいておりますから、その努力は多とすところでございます。

そこで、現在の公会計、今の単式簿記による公会計ですね、この意義、それから限界について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、公会計制度への町としての見解ということで、御質問いただきました。

議員御指摘のとおり、新地方公務員会計制度は、平成18年度に総務事務次官通知、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定について」により通知されたものです。その目的は、一つには行政改革の一環として地方の資産・債務管理改革について言及し、地方公共団体の利用財産の適切な管理、債務圧縮や財源確保に取り組むこととし、町村及び人口3万人未満の都市は、5年後までに財務4表の整備に取り組むこととされました。これも丹羽議員の御指摘のとおりでございます。このように国が地方公共団体に行政改革を促す背景には、各地方公共団体の財政状況の悪化、債務超過、合併等により過度に所有することとなった公共施設の整理問題があると考え、これらの動きは、簡素で効率的な行政運営を実現する手法の一つと考えられます。

公会計制度の中で作成することとなる財務書類4表、今お手元の方に22年度分を配付させていただいておりますけれども、財務書類を民間企業の会計と同様に複式簿記・発生主義の考え方を採用し、資産等を貨幣価値によって評価し、作成するものです。民間企業では、利潤追求を目的とした経済活動により獲得した利益を投資家へ公平に配分し、また資金調達を確実にす

るために、経営状況等の情報を正確に表現する方法として、資産等を貨幣価値であらわすことが適していると考えられます。

しかし、地方公共団体は、公共の福祉の向上を目的とし、納められた税金の使途を明確にし、最少の経費で最大の効果を生み出すことが地方自治法によって定められております。そして、現行の予算執行から決算においては、議会の議決、承認により進められ、歳出予算はその目的によって款項別、さらに節によって分類され、その使途は明確に表現されています。

ただ、従来の会計制度の中では不十分な点はあろうかと思えます。それを補うという意味合いでの公会計制度への取り組みということで、大口町としては、今後も試行的といいますが、今回お手元に提出させていただいたのは、平成18年に一度作りまして、やはり公会計、町の財務会計とはちょっと相入れないなということで中断しておりましたけれども、今回改めて、先ほど言われましたような通知に基づきまして、ある意味目標年度が定められましたので、今回作成させていただいております。それをお手元の方に配付しておりますけれども、決して無駄とは思いませんけれども、そぐわない部分もあろうかというのが町としての見解でございます。以上です。

( 7 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今、無駄という言葉が出てまいりましたが、どういうところに無駄と感じておられるのでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 無駄というのは、これだけでいこうと思うと、かなり労力を要します。ただ、今回お手元に掲げさせていただいたのは、決算統計という、もともとの財政分析をする統計調査というのがあります。それを当てはめていく中ででき上がったのが、今回のです。あと、そこで資産の価値をどう評価するかというのも実は課題になっておりまして、その部分も一部は既に進めさせていただいて、反映させていただいておりますが、それも完璧にやろうと思うと、かなりの労力と手間がかかります。そういった労力という意味での無駄という意味ですけれども、先ほど言いました、決して無駄とは思っておりませんので、必要な部分は必要な部分として今回もやらせていただいておりますので、よろしく願います。

( 7 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） それでは、公会計の内容について、お尋ねいたします。

ほかの自治体の状況を見ますと、今もお話がありましたけれども、導入にかなりの負担、特に固定資産関係ですね、町有財産の把握に時間がかかっているようでございますけれども、い



ずれにしましても、現在の公会計での開示と同様に、その状況を継続して町民に開示する。そして、財務諸表4表で示された課題を分析し、その結果を会計知識のない町民に対しても、わかりやすく説明されることが肝要と考えます。

そこで、町の新公会計制度について質問いたします。

新公会計には、総務省から基準モデル、改訂モデルが公表され、さらに東京都では、大阪府もそうですけれども、独自モデルでの公開をされています。

まず、基準モデル、改訂モデル、それぞれのメリット・デメリットについて、どのようにお考えになっているか、お聞かせ願います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 二つの方式のそれぞれのメリット・デメリットとの御質問です。

新公会計制度における財務書類の作成モデルは、今議員の御指摘のとおり、基準モデルと総務省方式改訂モデルの二つのモデルが示されております。

基準モデルの特徴としては、開始貸借対照表を作成するに当たり、すべての資産について、一括して評価を行った固定資産台帳等が必要であること、また、個々の取引情報を発生主義により複式記帳にして作成していくことを前提としている点です。このモデルのメリットとしては、すべての資産について一括して評価を行っている点や、個々の取引情報を複式記帳する点から、会計データが緻密であること、また、一度整備すると、継続しやすいことなどが上げられます。

またデメリットとしては、すべての資産の洗い出しが必要となり、その事務量が膨大になること、また取引ごとに仕分けを行う必要があることから、既存の財務会計システムの改修が必要となることなどが上げられます。

総務省方式改訂モデルの特徴としては、資産整備において、段階的に整備を行っていくことが認められていること、また、個々の取引に係る仕分けは必要なく、決算統計データから複式パターンへ組み替えることにより作成していく点が上げられます。このモデルのメリットとしては、初年度においてすべての資産を洗い出す必要がないことや、決算統計データを用いて複式パターンへ組み替えることから、作業負荷を分散させることができる点が上げられます。

またデメリットとしては、資産整備を段階的に行っていくことから、すべての資産の評価が完了するまでの暫定的な手法と言わざるを得ない点が上げられます。

以上がメリット・デメリットでございます。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今、それぞれのメリット・デメリットを御紹介いただきましたけれども、

大口町はどちらの方式で開示されるのか、また、採用の理由についてお教えいただきたいと思っています。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 大口町としましては、総務省方式の改訂モデルを採用して、お手元の方の4表をつくっております。

理由としましては、このメリット・デメリットでも申し上げましたように、作成の負荷が総務省改訂モデルの方が少ないということでありますので、この方式でつくらせていただいております。以上です。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今、大口町は、改訂モデルでの公開を考えているというお話をいただきました。

愛知県でも、平成20年度決算より改訂モデルでの公開をしておられますが、その直近の公表書類の後書きで、改訂モデルは、決算統計データ等を基礎数値として比較的簡単に作成する手法であり、現在作成している財務書類には、決算統計開始前の昭和43年以前の土地や建物などの公共資産が計上されていないなどの課題が残されており、このため、資産価格を正確に把握することとともに適切な資産管理が行えるよう、現在、固定資産台帳の整備にも取り組んでいると述べておられます。

大口町では、こうした課題はないでしょうか。また、先ほど昭和43年と愛知県はおっしゃっていましたが、大口町ではいつごろからの資料を入れておられるでしょうか。それから、今後、この課題に対してどのように対応していかれるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 大口の場合も県の課題と同じ問題を抱えております。ですから、資産台帳の整備については、今回つくるに当たりましては、備品台帳等の整備、それと、あと固定資産の関係で、土地関係は土地台帳等からかなり整備が可能ということで、今、実際に土地台帳等も固定資産税台帳と照合しながら、その評価についてもどうしたらいいか、研究を進めている最中です。

建物については非常に難しいところがありまして、もともと公共施設は評価されておられませんので、取得価格でいくのかどうするのかという課題が残っております。

あとは道路、橋梁の関係が一番困難な資産の出し方ですけれども、これについても、今回、平均でとったり、いろいろ工夫はしておりますけれども、この資産を的確に評価するというのは、これから先もかなり難しい課題だと考えております。以上です。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) 私は、バランスシートの作成が大変だという問題はありますけれども、コストの問題等、いろいろな問題はありますが、住民にわかりやすい財政状況を伝えるには、基準方式がよりベターではないかと思っております。当然、将来においては、この基準方式、それから改訂方式、それぞれ一本化になるのではないかと思っておりますけれども、既に公表された自治体の中でも、浜松市では当初、改訂モデルでスタートされたわけですがけれども、21年度決算からは基準モデルでの公表もされております。

こうした移行について、大口町はどのようにお考えでしょうか。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 現在のところ、やっと22年度分を作成したという段階ですので、当分の間はこの方式で続けていきたいと考えております。先ほども言いましたように、資産部分の管理をきちっとしない限りは、なかなか基準モデルの方には移っていけないかなと考えております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それでは、県内の他の自治体の導入状況及びモデルについて、お伺いいたします。

愛知県や大口町は、先ほど来話がありますように改訂モデルを採用されましたが、扶桑町、小牧市、それから江南市等、近隣自治体や市町村財政比較分析表で述べられております、大口町が指定しておられます類似団体の県内の導入状況、それから採用モデルについてお教え願います。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 近隣市町の状況は、犬山、江南、岩倉、扶桑とも、改訂モデルで作成をしておられます。

あと県内の状況ですけれども、類似団体では特に比較はしておりませんが、県内で基準モデルを選択したところが21団体、改訂モデルを選択したところが33団体、それと、あと総務省の旧方式、私どもが18年につくった方式でつくっているところが1団体あるというのが現状です。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) 当町の採用モデルは、今、圧倒的に改訂モデルが多かったわけですがけれども、近隣自治体、小牧はたしか基準モデルだと思ったんですけれども、こうした近隣自治体

や類似自治体の採用モデルを参考にして決められたのでしょうか、それとも独自の考えで決められたのでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） やはり、先ほど言いましたメリット・デメリットの関係で、大口町で現在の段階でできるのは改訂モデルしかないということで、改訂モデルでやらせていただいております。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7 番（丹羽 孝君） 既に公表されている、例えばお隣の扶桑町などの他の自治体のこういう財務 4 表をごらんになって、大口町でおつくりになった財務諸表と比較してどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） お手元に配付したのも、まだ作成したばかりで、十分な分析を実はしておりません。ですから、他団体との比較も、十分な検討はまだ精査はしておりませんが、いずれにしても、先ほど申しましたように、資産価値、資産の方が各市町それぞれの判断である程度できます。大口町のレベルでやっているのか、それ以上に建物から道路台帳まですべて評価をきちっとしたのか、また評価にしても、やっぱり各市町の自主性が認められているのが改訂モデルですので、なかなか数字を比較したとしても難しいのかなという点は感じておりますので、よろしく願います。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7 番（丹羽 孝君） ありがとうございます。

いずれにしても、公表に関しましては、やはり町民にわかりやすい形で公表していただけることを希望します。

次に、平成18年に、先ほどもお話がありましたけれども、広報の中のまちの家計簿で公表されたバランスシートについてお伺いいたします。

私は、財務諸表は継続して提供し、時系列で比較することがやはり町民にとっても、町の当局の方にとっても大事だと思いますが、1年間だけでどうしておやめになったのか、これをお伺いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 先ほども少し申しましたけれども、平成18年度に公表したバランスシートは、地方公共団体の資産・負債の状況を明らかにすることを目的に、平成12年3月に総

務省から示された作成要領により、総務省方式と呼ばれる方法で作成したものであります。この総務省方式によるバランスシートは、複式簿記による発生仕分けを行わず、毎年度作成する地方財政状況調査、いわゆる決算統計ですが、そのデータの組み替えにより、作成する方法がとられております。

また、資産評価に当たっては、昭和44年度以降の地方財政状況調査、決算統計の普通建設事業費を固定資産の取得価格とし、比較的容易に取り組める特徴を持っております。しかし、資産評価を普通建設事業費の積み上げから算定していることから、昭和44年度以前に取得した資産、寄附等の無償譲渡された資産などの決算統計で把握することができない資産が未計上であることや、昭和44年度以降に売却、または除かれた資産の整理がされていないことです。

こうした問題点から、作成した資料が適切な資産・負債の状況をあらわしているとは言いがたく、当初の作成目的に沿った活用が困難であると考え、作成を中止した次第でございます。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) そのときに、当然資産台帳もおつくりになっていると思いますけれども、その資産台帳のその後のメンテナンスというか、これは現在の方につながってきているでしょうか。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) その時点で作った資産台帳といっても、資産の評価については、決算統計で上がってくる数値をそのまま資産として見ただけですので、正確だというか、きちっとした資産台帳はその時点で作成されているわけではございません。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) それでは、次の新制度導入のための要因、費用についてお伺いいたします。

これまでの取り組みについて、今のお話を伺っていると、比較的簡便な方法で導入されているようですけれども、どの部署が所管で、いつから、どのぐらいの人員で、どの程度の費用をかけられたのか、お伺いしたいと思います。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 今回の、実は導入というほどのものではなく、先ほどの改訂版を活用させていただいたということで、財政担当の方が決算統計を当然担当していますので、財政担当の方がこの業務に当たって、つくり上げていると。費用は人件費だけで、改訂版のエクセルシートが県の方から配付されておりますので、それに当てはめていくという手法ですので、

特別なコストはかけておりません。以上です。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) 今のお話ですと、ほとんど県のエクセルシートの活用とかそういうことで、人件費だけということですけども、いずれにしましても、こういう新公会計制度、うまく公開を継続して活用していくためには、やはり人材育成ですね。つくただけでは意味がありません。やはり住民にうまく知らしめるといふ、職員の研修の必要があると私は考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 今回も財政担当の職員が、なれない業務ですので、かなり勉強しながらこの表をつくってくれたわけです。

広報に当たりましては、ホームページ等にも載せて、周知していきたいと思います。この表自体、先ほど言いました、近隣市町との比較というのはなかなか十分活用できないかと思いますが、継続して今後つくっていく中で、大口町としての財政状況という分析の一つの指標には十分ありますので、その辺を広報しながら周知していきたいと考えております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それでは、開示する資産・負債の内容についてお教え願います。

先ほどお話をかなり詳しくいただきましたけれども、資産・負債について、対象とその選定基準、先ほどのお話を聞いておりますと、インフラ資産の道路等も入れておられるようですけれども、その基準と対象の評価方法についてお教えいただきたいと思います。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 資産については、町が所有する土地、建物、それから道路、橋梁といった工作物、それから備品については、50万円以上の備品を計上しております。あと負債については、地方債、債務負担行為を計上しております。以上です。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) 備品について、いわゆる一般的にいきますと10万、20万、30万という基準があるんですけども、また、先日いただいた決算資料によりますと、80万という数字も出ておりました。この50万という数字は、またどういう基準で決められたのでしょうか。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) この基準、実は備品台帳を整備するに当たって、いろいろどこまで

を載せるかという基準を検討しました。他団体の備品台帳の状況だとかそういったのを考慮して、今回、備品台帳に載せる価格を50万円というふうに決めさせていただきました。以上です。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) 今、50万円という基準をお伺いしましたけれども、今後その範囲を広げていかれると、いわゆる民間的な手法も、だんだん煩雑になるとは思いますけれども、そういったことはお考えではないでしょうか。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) この価格は、実は引き上げた価格でございます。ですから、これを引き下げていくという方向にはございません。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) それでは、公表時期と公表方法についてお伺いいたします。

まず、何回も申しますけれども、作成、大変御苦労さまでございました。財務担当の方は、作成で大変な御努力をされたと思いますけれども、どの点が大変であったか、そして、町民にはいつから、どんな方法で、どこまで開示されていくのか、お教え願いたいと思います。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 苦労した点は、やはり財産の評価です。これはまだ道半ばというか、始めたばかりということで、備品台帳の管理は、かなり以前からプロジェクトをつくって検討をしてきておりましたので、割とすんなりといったわけですが、それ以外の部分に関しましては、台帳はもちろん整備させていただいたんですが、その評価の仕方については、まだ本当に今回初めて手をつけたということで、その辺が一番苦労したところであります。

公表時期については、もう既にお手元の方に資料を配付したとおりでございますので、そのあたりの部分は、今月末までにホームページに載せていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) 開かれた行政の情報公開とは、単純に行政が用いている情報をそのまま町民に掲示するものではなく、当然加工して出されておられますけれども、町民にわかりやすくしゃくしながら、しかも客観的な情報を開示することが肝要だと私は考えていますが、町としてはどのようにお考えになっていきますか、今後の方針をお示し願いたいと思います。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 議員御指摘のとおり、特に財政状況は、住民の方にも十分周知、理解していただきたい内容です。ただ、従来の公会計は、非常にわかりづらい部分もあるかと思いますが、ただ、財政分析をする上においては、全国的に統一された手法でもありますし、分析するのは従来の方法の方が実は私どもはいいのかなと。新公会計制度での数字というのは、あくまでも部分的な指標として取り上げるとい形です。ただし、従来の財政状況の分析に関しましては、確かに一般の方にはわかりづらい部分ですので、今までもまちの財布等と、予算についてもわかりやすい形で、かみ砕いた形の公開に努めてまいっておりますので、今後も財政状況の公表に関しましては、わかりやすいような表現で皆さんに周知したいと考えておりますので、お願いいたします。

（ 7 番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今、わかりやすい表示をされるということで、大変安心しましたけれども、行政の透明性を高める公開というのは重要ですが、一般住民にとっては、先ほどもお話しありましたように、決算書というのは相当難しいわけで、公開しても余りに専門過ぎて、例えば今までの健全化のレベルだとか公債費比率といっても、一般の方はほとんどぴんとこないと思います。一定の知識がなければ理解できないといった問題が発生すると思いますけれども、例えば今、町では財政関係で出前講座のプログラムがありますけれども、こういったことを考えて、財務状況を一般の町民にうまく知らせるとい御努力は考えておられるでしょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 出前講座では、もちろん財政状況の出前講座のメニューは載せておりますので、御要望があればどこへでも出向かせていただきますし、さきの各校区単位で地域懇談会を催した折にも、財政状況ということで私の方から発表させていただいております。その折にも、冒頭で議員言われたように、大口町は裕福なまちだという認識があるけれども、実際はというような切り口で説明させていただいたこともありますので、そういった要望があれば、いつでもどこにでも出向いていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（ 7 番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） ありがとうございます。

次に、類似団体の他自治体との比較についてお伺いいたします。

先ほど、なかなか新公会計システムでは他団体との比較は難しいというお話でしたけれども、せっかくおつくりになっている以上、ある程度の比較はやはり出していただきませんか、住民の方から見れば、どこのホームページを見ても、そういう他市町の新しい公会計制度の balan



シートとかそういうものは見られるわけです。大口町が出まして、それに対して説明がないのはいかがなものかと思えますけれども、どのようにお考えかということと、それから、もし採用されるとすれば、従来の比較対象団体と同じ団体を採用されるのか、また、これから出てきてからお考えになるか、これをお聞かせ願いたいと思います。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 他市町との比較ですが、本町が採用した総務省方式改訂モデルは、固定資産データの整備、その範囲について段階的に拡大していくことが認められておりますので、先ほどから申しているとおり、まだ現在は不十分な状況にあります。

また、固定資産の評価方法が複数想定され、その評価に当たっては、それぞれの団体の考え方で行うことになっていきます。

こういった状況から、資産評価データが関係する貸借対照表、純資産変動計算書は、他団体と比較することがそぐわないと考えています。

資金収支計算書、行政コスト計算書については、本制度が行政改革の一環として示されたものであるといった理由から、他団体との比較をして活用するというよりは、自団体の管理資料としてとらえていくものと考えています。

なお、行政コスト計算書については、住民1人当たりの経営行政コスト、受益者負担の割合、他団体の比較になじむ点も見受けられますが、個々の行財政事情があると思いますので、それらを勘案して比較しなければならないと、単純な比較には注意しなければならないと考えております。

ただ、わかりやすく、比較できる部分に関しては、他団体、どことというのは難しいかもしれない、近隣ぐらいとは比較して表現できるのかなど。また、今まででも従来の財政分析の中で類似団体で表記をしておりますが、これについては、類似団体等のデータを国の方が全部集約し、その中で類似団体として大口町の順位だとか状況を公表していただいておりますので、公会計制度での類似団体の比較というのは、すぐには出てこないかと思えます。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） それでは、次の連結対象とする特別会計などについてお尋ねいたします。

連結の対象とされる各会計、団体、法人には、どのようなものをお考えになっているのでしょうか。また、その基準はどのようにお決めになったのか、お伺いします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 今回は単独でつくっておりますけれども、総務省から、連結対象となる関係団体等については示されております。具体的には、公共下水道事業会計、それ以外の

公営事業会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、業務運営に対して実質的に主導的な立場を有する第三セクター等が連結対象という、総務省の一つの基準が示されております。

連結を行うには、連結対象団体の財務書類が必要となるため、個々の団体等の整備状況にあわせて対応していくことになると思います。大口町の方でいえば、丹羽広域だとか、愛北広域だとか、そちらの方も新公会計システムの諸表ができ、ある程度の資産等の考え方の統一ができれば連結ができるのかなと考えております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それは、今の御説明ですと、まだ単独が基本でやっておられるということですけども、やはり目的とするのは、町の全体の指標が新公会計システムでは求められていると思いますので、一日も早くそういったことを動いていただけることを希望したいと思います。

今後、またいろんな基準が変わってくると思いますけれども、どこまで連結対象とされていくのは、今お話のあったことぐらいと考えてよろしいでしょうか、対象としては。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) 大口町で考えられるのは、負担金を払っているごみの問題はもちろんありますけれども、ごみの関係だとか、そういう一部事務組合関係が主になるかと考えております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それでは最後に、財務諸表の分析と活用についてお伺いいたします。

新公会計システムでの財務諸表を作成、分析し、町民にわかりやすく伝える能力、これは今の公会計システムでも同じことでございますけれども、説明責任能力の充実が必要となりました。さらに、新公会計システムでは、改訂モデルは単式でも可能でありますけれども、基準方式では複式簿記、それから、当然改訂モデルでも複式簿記の知識が必要でありますけれども、簿記というのは技術のある資格ですので、こうした二つの面、説明責任能力、簿記の能力、こういった指導をどうやって進めていかれるか、お聞かせ願いたいと思います。

議長 ( 倉知敏美君 ) 総務部長。

総務部長 ( 小島幹久君 ) この財務 4 表の活用方法ということなんですが、実際、私自身非常に苦手な分野でありまして、今回も担当者が一生懸命勉強してやってくれたということで、私自身、まだなじんでおりません。

そんな中で、財務 4 表は、資産・債務改革の一助とすることを目的としています。総務省方

式では、資産評価が適切に行われていなかったことから、その活用意義が薄れてしまったという経緯がありますが、総務省改定モデルでは、段階的に資産データを整備することが認められているため、より精度の高い資料となるよう改良を加えていきたいと考えています。

また、財務4表の資金収支計算書から、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスと呼ばれる、今までにない側面からの財務状況を見る指標を得ることができます。この基礎的財政収支とは、地方債の元利償還金等の過去の債務に係る支出や、地方債発行による収入の影響及び年度間における財政調整基金の増減の影響を除き、単年度の純粋な収支をあらわし、行政運営が借金に頼らずに行われているかを示す指標になります。

こうした地方自治体の財政状況をあらわす指標、数値等は、地方財政状況調査、いわゆる先ほど来から出ております決算統計、それらの財政健全化法による健全化判断比率等、これも監査に付して議会の方にも報告されておりますが、そうした指標が多数存在しています。このような指標等が多く存在する理由は、自治体財政の状況を一つの指標では表現できないためであり、あらわし切れない部分を互いに補完する指標と考えて、総じてこれらの指標等は、自治体財政の自立性、健全性を確認し、今後の行財政運営を行う上で意義のあるものであると言えます。中でも健全化判断比率等は、その対象範囲を普通会計にとどまらず、一部事務組合、土地開発公社、第三セクターにまで拡大し、将来にわたる負担をあらわす指標となっております。

こうした指標等と同様に、公会計制度における財務書類についても、財政の健全性を確認する資料の一つとしてとらえていくものと考えております。今後、新公会計制度の研修等を順次行いながら、職員の方にも周知していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) 23年1月に集中改革プランの報告書が出ておりますけれども、この中に、効率的で持続可能な行財政システムを構築とありますけれども、これは新公会計システムのことでですか、それとも、また別の会計システムをお考えでしょうか。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 新公会計システムだけに限らず、全体の財政運営のことを指しておりますので、特にこれに限って想定して表現した言葉ではございません。

( 7 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) やはり事務の方の手間を考えますと、できるだけ現在の公会計システム、それから新しい新公会計システム、こういったものをうまく活用されてやられた方が私はい

んではないかと思えますけれども、当然、こういった新しい持続可能な行財政システム、この集中改革プランにうたわれている、こういったものができれば、目標管理とのリンクが可能になってくると思えます。ぜひこういった新公会計システム、事業別とか部門別だとか、それから場所別、こういったものも当然公会計システムでは可能だと思えますので、実施していただけたらと思えます。

次に、今後の、まだ決まっていないことですからわかる範囲で結構でございますけれども、この新公会計システムは、将来世代の負担ということもわかるようなシステムになっておりますけれども、今後の有効活用のための課題として、将来世代、負担の部分ですね、その可視化のために未確定債務の算定、これがまだ手がついていないんじゃないかと思えますけれども、例えば下水道事業が将来どのぐらい負担になってくるか。これは当然、将来においてはこの新公会計システムの中に入っていく必要があると思えますけれども、こういったものをどうされていくのか、お考えをお聞きしたいと思えます。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 将来的な負担については、いわゆる計画の中、計画を緻密に立て、その中での数字ということになってきますが、現在のところ、大口町は当面3年先ぐらいまでの数字は常に把握しながら、見直しをかけて、いわゆる経営計画書の中でそのように、大体3年をめぐりにあります。ですから、あと、個々の計画の中では、5年先、あるいは10年先という計画も個別計画の中ではあります。そうしたものを反映させていくということは可能かと思えますが、全体の計画で5年、10年先の計数的な把握というのが、実際、大口町の場合、まだなされておきませんので、なかなか新公会計システムに移ったからといって、その部分の把握が必ずしも確実にできるかなというのは、今後の課題ということでお願いいたします。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） ありがとうございます。

3年後まではほぼ把握されているということでございますけれども、当初はわかる範囲で結構でございますから、そういったものを含めてバランスシートの中に記載していただければ、当然住民はわかりやすくなると思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、これで質問を終わらせていただきますけれども、今後参考となる回答をいただき、大変ありがとうございました。

再度、新公会計システム立ち上げというか、移行に関与された各職員の御努力に敬意を表させていただきます。

新公会計制度は、現在の行政コストや将来的な負担を明らかにするために考えられています

けれども、言うまでもなく、システムは有効に活用されなければ意味がありません。財務諸表が有効に活用されるということは、利用者、すなわち町長さんを初めとした執行部、職員の方々、議会、そして町民の皆様が、資料を通じて理解しやすく、また意思決定に役立つものと思います。そのような視点からすると、民間企業が用いている企業会計的手法を公会計に取り込むことは、非常に重要なことだと私は考えております。民間企業と行政で用いられているベーシックとなる考え方を統一することで、民間企業における財務運営に関する知恵をより広く取り入れることができますし、今よりも多くの意見を受けられることとなります。現公会計制度も同時に運用されていくわけですから、皆さんは大変だと思いますけれども、関係職員の皆さんの熱意と御努力で、財務諸表が町民にとってわかりやすく、ますます進化して、町の財政が一層強固なものとなり、子や孫の代まで誇りを持って住めるような町になれることを切に願っておきます。それで、まず第1点の新公会計システムの御質問を終わらせていただきます。

それでは次に、空き家対策、空き地対策についてお伺いをいたします。

まず、最近の現状ということで、いろいろと調べてみたんですけれども、御近所の話で、特に最近、喫茶店などの話題で多くなってきたのが、空き家、空き地の存在です。空き地や空き家があると、不審者の侵入など犯罪の誘発、昨日も枯れ草の火災などが若干発生したように伺いましたけれども、廃棄物の投げ込み、雑草や庭木の繁殖、毛虫や蚊などの害虫の発生による環境の悪化、景観の悪化や、地域イメージの問題など、いろいろな課題が出てまいります。当然、町有財産なら別ですけれども、個人財産でもあり、持ち主が不明、遠方に居住など、近隣住民ではなかなか対応が難しい問題が多くあると思います。これは、環境課さんの御努力を初め、町に対応をお願いして、解決した事例もたくさんあります。しかし、町も含めて、何度もお願いしても、親族の方等、対処されず、御近所の困り事として、放置もできませんもので、区役員とともに対応をしていることもあります。

空き家については、毎年、丹羽消防署さんより各区長さんに対し、空き家、空き地の実態調査等があり、全体戸数から見れば大きな問題にはなっていない、そして、遊休農地も、22年度の農業委員会の報告ですと、全町で1%ということで、大きな問題とはなっていないようですけれども、全国的に見ると、これは大変大きな問題となっているようです。

総務省の住宅、土地、統計調査によりますと、全国の空き家は、ちょっと古いですが、2008年に757万戸、13.1%と、20年前の2倍と一貫して増加しているそうです。内容は、都市部の世帯数の増加以上の新築集合住宅の増加、高齢化率の高い鹿児島とか、いわゆる僻地ですね、そういう地域が顕著であると述べられています。

一方、野村総合研究所の調査では、今から14年後、2025年には、空き家の率は30%を超えるおそれがあると述べられております。このレベルでは、全国の自治体の半数以上が、空き家対

策をどうしても迫られるということです。これは現実には旧東ドイツの地区でありまして、30%を超えて、下水道管内の汚水の滞水によって悪臭の発生、そして、それを除去するために人工的に大きな費用をかけて下水管内を清掃されたということです。

一方、国土交通省の土地問題に関する国民の意識調査でも、日ごろ身近に感ずる土地問題として、空き家、空き地や、閉鎖された店舗が目立つかという問いに、これも2009年の資料ですけども、40%程度の回答者が「そうだ」というふうに答えておられます。こちらは特に地方圏での回答が多かったようです。

昨年、国勢調査が行われまして、私も区長をやっております、調査員として各家庭を回りましたけれども、この体験で思いましたことは、私の地区でも、私が考えていた以上に単身高齢者や老齢の御夫婦世帯が多かったということでした。こうした全国での趨勢が、今はまだ大口町では大した問題にはなっておりませんが、いつかは大口町に訪れるということは間違いないことだと感じます。大口町でも、市街化区域などでは不動産取引が行われやすいから問題はないかもしれませんが、調整区域ではこういったことがなかなか難しいようで、単身高齢者が介護入院されれば、きょうからでも空き家となっても不思議ではありません。潜在的な空き家予備軍が存在すると思っています。

そこで、まずお聞きいたします。空き家、空き地の町内での現状は、どのようになっているのでしょうか、お教え願いたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 町内の状況でございますけれども、町として実数的に把握しておりませんが、先ほど議員お話がございましたように、丹羽広域事務組合の消防本部が、議員は1年と言われましたが、私どもが聞いた話では3年に1度というふうになっておりますけれども、現状把握を区長さんに依頼いたしましてやっております。

それで、昨年ございまして、昨年10月に依頼しまして、その結果でございますけれども、空き家の数が38軒、そのうち5軒が管理されていない空き家であったというふうな報告を受けております。以上です。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今の5件といいますのは、これは老朽化して危険な空き家というふうに認識してよろしいでしょうか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 詳細はちょっとわかりませんが、実質的に、いわゆる全然手がかかっていないというような状況かというふうに推測はしております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それでは、空き家、空き地等に対して、町や警察、消防への苦情はどの程度あったのか、また、どのように措置されたのかをお伺いしたいと思います。

議長 ( 倉知敏美君 ) 地域協働部長。

地域協働部長 ( 近藤定昭君 ) 町の方に寄せられました苦情といたしましては、高齢の隣の方が亡くなりまして空き家になりまして、空き家がだれの管理になっているのかわからないとか、町で何とかならないかといったものでございます。特にアオクサが近隣に迷惑をかけている場合は、環境課が把握している住所を頼りに、住民等によりまして、適正な管理をお願いしております。

警察の方におかれましては、通報があれば現場確認はさせていただきますけれども、それ以上の対応は難しいというようなお話でございました。

また消防本部につきましては、火災予防の観点から、空き家の現状確認とともに、文書を送りまして、御指導を申し上げているというような状況でございます。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) 最初にお話ししましたように、空き家、空き地で、例えば蚊とかそういうものが発生して困るといった場合、近隣住民としてどの程度まで対応できるのか。もちろん環境課さんに対応をお願いしているわけですが、やはり環境課さんも努力していただいてもできない場合、どのようにしたらいいのか、おわりの範囲でお教え願いたいと思います。

議長 ( 倉知敏美君 ) 地域協働部長。

地域協働部長 ( 近藤定昭君 ) 今お話がございました空き家対策でございますけど、隣近所の方では、今のお話のとおり大変難しいかと思えます。そういった中で、早い段階で町へ御相談いただきまして、町でできる限りのことは協力させていただきます、いわゆる管理者の方への指導等、先ほどお話ししましたように、例えばアオクサにつきましては管理課の方が指導させていただきますけれども、そういったことで、地域と一緒にになりまして、解決できる方法を模索していきたいというふうに思っております。

( 7 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 丹羽孝議員。

7 番 ( 丹羽 孝君 ) それでは、空き家、空き地への対策についてお伺いしたいと思います。

空き家がふえているというのは、過疎の高齢者住居地ばかりではないそうです。最近では都市

部でも増加しているようで、この1年に、千葉の柏市、埼玉の所沢市、ふじみ野市が、空き家等適正管理条例を制定されました。国土交通省でも、空き家再生等推進事業を促進しておられますし、そして、まだ本日の時点では決定していませんけれども、この9月には、罰則のついた空き家管理条例が松江市で議会に提出されるそうです。

これほど空き家問題というものが、全国的に問題化していると思います。相続で家を受け継いだが、本人が遠くに住んでいたたり、本人が既に家を所有している、高齢となり、老人ホームへ入居し、空き家となった、相続をしてみたら、その空き家の除去費用が高くてできない、売ってもよいが、敷地が狭く、そもそも買い手がいない、建物を残しておいた方が固定資産税が安い、これは本当かどうかは知りませんが、そういう話もあるそうです。いつか子供が帰ってくるからなどの理由で空き家になって、そのまま放置するケースが多いようです。

私は、空き家、空き地問題への有効対策としては、問題が顕在化してからでは遅い、対応が難しいと思います。景観の悪化や地域イメージの低下によって、加速度的に今後家を所有しようとしている人々への影響が多くなるからだと思います。大口町のように、問題が大きくなっていない今こそ、今後の空き家対策をどうお考えになっているか、どうしていくかを考えていく必要があるかだと思います。町としてどのように考えておられるかをお聞かせください。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 大口町でも、先ほど議員御指摘のとおりでございますけれども、集落内の単身高齢世帯が今度空き家の方へと移行することは、大口町としても想定をしております。

そうした中でございますが、町内で議員のお地元の上小口に、介護保険事業を実施するNPO法人が空き家をデイサービスの事業として活用されているというような事例もございます。こういったことは、全国的にUターン、Iターンの促進とかグループホーム、それから活動団体への活用などを進めている自治体もあるというふうに紹介を受けております。大口町といたしましても、そういった中で、空き家の所有者の方の了解を得られれば、そういった空き家があるというふうで情報を発信しながら、有効活用というものをねらっていきたいというふうに思っております。

（7番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 今はまだ、当然、そう大きな問題とはなっておりませんから必要ないのかもしれませんが、先ほどの都市部でも空き家管理条例が制定されていると。それから、金沢だとかいろんな観光都市では、景観のためにそういう条例をつくっておられるといったことがあるんですが、大口町としてはそういったお考えはないでしょうか。



議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 議員御指摘のように、各自治体におきましては、そういった条例を定めている自治体もございます。

しかし、条例を制定いたしましても、防犯、あるいは火災予防、環境などの管理者として、いわゆる所有者としての責務や指導を明確化し、空き家の管理は持ち主の責任と権利のもとで行わなければならなくなりますので、その特権を得られるわけではございません。そうしたことから、町といたしましては、地域の皆様の御協力を得ながら、空き家の把握と、それから緊急避難的に文書を発送すること、また、消防・防犯の面から見回りを強化するほか、先ほど言いましたような空き家の情報を提供するなどいたしまして、そういった制度の構築等を検討していきたいというふうには思っております。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7 番（丹羽 孝君） それでは、今の質問でおおむねは終わりますけれども、空き家の問題は、先ほどの野村総合研究所の推計どおりとすると、あと十数年で約半数の自治体が対応に苦慮する問題となると思われます。早急な事前対応が私は肝心と思います。空き家等の持ち主に、活用や売却の相談窓口を設置し、対応する、金沢市や長崎市でも行われている除却費用の助成等、こういったサポートプランの提示で、常に空き家の持ち主とコンタクトがとれる体制をつくって、持ち主が空き家等の適正な管理ができる、また、持ち主に管理を依頼できる環境づくりが必要ではないかと私は思っております。そして、その後、先ほどの関東諸都市のように、支援策を含めた空き家等の管理条例の制定をされますことを期待し、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

ここで、会議の途中ですが、11時15分まで休憩といたします。

（午前11時07分）

議長（倉知敏美君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

前 田 新 生 君

議長（倉知敏美君） 続きまして、前田新生議員。

5 番（前田新生君） それでは、5 番議員の前田新生でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

今回、私は初めての一般質問、今、丹羽議員がされましたんですけど、なかなか立派にやられまして、ちょっと戸惑っているところがございますけれども、いろいろ要領を得ない点があるかと思いますが、その点についてはお許しをいただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

通告させていただいております項目につきましては、お手元を書いてありますけど、50周年記念事業についてと、第6次大口町総合計画の二つでございます。

まず一つ目の50周年記念事業についてでございますが、去る8月6日の大変暑い夏でございましたけれども、この50周年記念事業の協賛事業といいますが、そうした意味で、尾張富士の石上げ祭りというものが行われました。我々議員、あるいは町長さん初め町職員、そしてバス3台もの多くの町民の参加を得て、盛大に行われました。町長さんを初め、50周年の事務局の方々につきましては、これから始めます記念事業につきまして、手ごたえを感じられたのではないかというふうに考えております。

さて、来年、平成24年4月は、我が町大口町が昭和37年4月に町制を施行してからちょうど50年目の年となります。このため、町におきましては、この4月に50周年記念事業事務局を設置されております。その事業についていろいろ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、この事務局では、町民参加で、記念事業の企画、運営などに当たるため、町制50周年記念事業推進委員会を立ち上げられましたが、委員会の委員は何名で、どのような年代の方々などで構成されているのか、また、今後その活動はどのようなものか、まずお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 記念事業推進委員会の構成、今後の予定ということで御質問いただきました。

推進委員会の概要としましては、委員から今御説明あったとおり、平成14年の町制40周年記念事業のときと同様に、来年の町制50周年記念事業に向けても、住民の皆さん、企業、各種まちづくり団体として、行政の4者の協働により50周年記念事業を実施してまいりたいと考えております。

御質問の記念事業推進委員会につきましては、本年3月末に制定し、4月より施行しております大口町町制施行50周年記念事業推進委員会設置要綱に基づいて進めております。委員につきましては、広報「おおぐち」7月号に募集記事を載せるなどして公募をしましたが、応募者は3名のみでありました。また、特定団体等の代表ではなく、各方面に、町制50周年をみずから企画、運営したいという気持ちがある、そういった志を持った方の御推薦等をお願いしたと

ころ、15名の委員が集まり、これに50周年記念事業プロジェクトチーム、これは職員でございますが、正副リーダーを加えた20名で構成し、先日、9月1日に第1回の会議を開催しました。年齢的には、30代が4人、40代が2人、50代が1人、残りの委員は60代、70代であります。開催計画としては、さきの第1回の委員会で決めていただきましたが、毎月第2、第4火曜日の午後7時から、今後は定期的に最低月2回、委員会を開いていきたいということが決められて、今後進めていく予定でございます。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田新生議員。

5番(前田新生君) ありがとうございます。

今のお話ですと、なかなか大口町の50周年を祝うべき、あるいは今後のものを考えるときに、非常に大切な事業だと思えますけど、なかなか応募者が少ないということについては、ちょっとがっかりしたということでございます。

いずれにしても、今回の推進委員の方々につきましては、いろんな方法で募集しておられまして、15名の方が参加しておられると思いますが、無償のボランティアということでございますけれども、特にその3名の方につきましては、この事業に対する意欲とか、あるいは知識も非常に高い方だと思えますので、今後このような方の、町としても真剣な取り組みとか、またそういった考えを十分に配慮していただくことを期待しております。また、活動期間は多分2年ぐらいになるかというように聞いておりますけれども、委員さんに対する何らかの配慮も必要ではないかなと思っております。

この後の質問で、記念事業への取り組みにつきまして、幾つかの町の考え方をお聞きいたしますので、推進委員会での検討とあわせ、ぜひそれらを参考として事業の推進に努めていただきたいと思っております。

御案内のとおり、大口町は、明治39年に、当時の三つの村、小口村、太田村、そして富成村が合併して生まれました大口村を引き継いでできたまちでございます。余談でございますけれども、この大口というのは、「大」というのは点がないわけですが、本来、太田村は点があったということで、そういう意味で、太い口の村というのが本来かなというような話も聞いたことがございますけれども、当時、太田村、今の豊田地区の方は太田村になるわけですが、大屋敷もありますけれども、そういったことございましたので、太いという字が本来だったかなあというふうに思っております。

ともあれ、この昭和37年4月に町制を公布いたしましたけれども、この時代はちょうど池田内閣の所得倍増の高度成長真っただ中というような時代でありましたし、このころから東京ではスモッグ公害というようなものもあったようでございます。歌でいいますれば、植木等が

「ハイそれまでよ」といったような、あるいは無責任時代といいますが、そうした歌詞がはやったときでもありますし、世界的に言えば、今から考えるとちょっとよくわかりませんが、アメリカとソ連の冷戦の時代であり、キューバ危機が勃発し、第三次世界大戦かと言われるようなこともあった時代でございます。こうした時代背景といいますが、状況につきましては、こういった側の議員の皆様方に、多分、ああ、そんな時代だったなというふうに思っておられる方も見えますし、また、町の執行部の方につきましては、あまりこういったことについては、何のことやらというふうに考えてみえるのではないのでしょうか。

ところで、昭和37年は、私にとりましては大変思い出に残る年でございます。この年の3月に大口中学校を卒業して、社会人となりました。3月の卒業式には「大口村」と、村立大口中学校卒業証書をいただきました。4月に入りまして、企業では、「大口町」と、町ということで住所を書いて、始めましたわけですが、こうした意味で、それまでのまるきり田舎の坊やがまちのど真ん中へ来まして、まちの青年に変わったというような時代でございますし、こうした私の思いは、私の同級生である者も、このような思い出に残る年だったのではないかと思っています。また、こうした意味で、これが50年過ぎましたけれども、私の社会人の人生としますと、ちょうどこの全部の時間であるということで、非常に関心が高いところであります。

さて、この50年間、半世紀でございますが、我が町はどのように変化してきたのでしょうか。町の図書館に行きまして、昭和57年2月に町制20周年の記念事業として発行されました「大口町史」などについて調べましたところ、この間、人口は、昭和37年4月に1万1,258人から、平成23年9月、この9月初めですけれども、2万2,640人と、約2倍にふえております。就業人口は、昭和37年が6,800人余りでしたが、平成17年の国勢調査では1万1,000余りとなり、62%の増加としております。そしてこの間、産業別人口は、第1次産業が、農業でございますが、42%ございましたけれども、最近では3%というふうに減っております。それから、工場誘致ということで2次産業はふえておりますけれども、最近の平成12年では、第3次産業が5割を超えたという形で最も大きくなっておりまして、この50年間、大口町の人口構成は大きく変化をしてきております。

また、町制移行前は、町域の8割が田舎といいますが、米をつくる田んぼ、あるいは麦畑、あるいは桑畑といったところございましたけれども、時の町長の進められました工場誘致条例のおかげで工場が少しずつ立地してきまして、昭和35年には80社で、製造品出荷額と、これは工業生産ですが、15.5億円ありました。それから、50年後の平成20年には4,469億円と、実に290倍の爆発的にふえております。昭和40年ごろには、まだ夜間人口が昼間人口を上回っておりますが、昭和50年以降は昼間人口が夜間人口を上回り、平成17年の国勢調査の結果では、昼間人口が3万2,000人と、夜間人口を1万人以上上回っております。こうした社会の出来事、

経済的な出来事から、町の一般会計歳入決算額も、驚くなかれ、昭和37年度の9,000万円強から、平成21年度には96億円と、約100倍を超える規模にもなっております。

なお、この間、我が国経済も、昭和43年には国民総生産が世界第2位になり、その後、世界第1位となりましたが、昨年は残念ながら中国に1位の座を奪われております。

このように、この50年間は、日本が世界に誇る経済大国へと成長を遂げたと同様、大口町もそれ以上の豊かな時代となりました。また、こうした時代背景の中で、大口町では、昭和40年ごろから農業生産の拡大を図るため、農地整備を目的とした土地改良事業が始まりました。この事業は、つい最近、平成21年だと思いますが、終了したわけですが、この事業は40年以上も続けられた、大口町で最も大きな事業でございました。この事業では、農地ばかりでなく、道路、用水路などの整備も進み、居住環境さえも整備されました。そして、今日のこの快適なまちづくりの基盤となったところでございます。

ところで、今の大口町の社会経済情勢はどうかということでございますが、先ほどは近年の数値を、50年前と比べ、余りにも大きな変化に驚きましたが、実は、御承知と思いますが、こうした大きな変化は、平成の一けたまでではなかったでしょうか。それに比べ、特にここ数年は、これらの数字の伸びは大幅に減っていくし、あるいは減少していきます。例えば5年前と比べると、人口は国勢調査ベースで平成17年から平成22年までは3.9%増にとどまり、住民基本台帳ベースで見ますと、この1年間、人口はほとんど変わっていません。また、製造品出荷額は、平成18年を境に減少し、そのため、法人町民税は、平成19年度をピークに大幅に低下しています。

一方、高齢者人口は、御案内のように平成17年から22年の5年間で、2割ほどの増加となっております。

こうした変化は、日本全体の少子化に伴う人口減少と、あるいは高齢化、さらにはリーマンショックなどによる世界的な金融危機、ギリシャやアイルランドの財政危機からの世界的な景気停滞、そして異常な円高、特に輸出国であります我が国にとっては、円高は致命的な問題でありました。ただ、こうした影響はあるものの、我が大口町は、10年以上も不交付団体で、他の自治体に比べれば裕福な団体といえます。しかしながら、昨年度開催されました地域懇談会で、町執行部の方から説明されましたように、財政力指数は、20年度を境に低下しておると。昨年度は、今回の定例会の決算資料にも出ておりますが、1.09と厳しくなっております。大口町は製造業のまちで、企業の生産活動が輸出に頼ることが主体であるだけに、最近の異常な円高や世界的な景気の悪化は大きな影響を考えられております。

少し説明が長くなりましたが、こうした最近の社会経済情勢を考えると、町制50周年記念事業を、単にお祝いだけといいますか、祝賀行事だけ行うのではなく、ぜひこの機会にこの50年

間の工場誘致事業や土地改良事業などの主要な町政の実績を整理、分析、まとめていただき、こうした先人の知恵を参考に、今後の大口町をどう発展させ、そして町民の福祉の増進をどのように図るかを考える行事の開催を検討していただく必要があると考えますが、町長さんのお考えをお聞きいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 今、記念事業の考え方ということで、この50年間、激動の流れをる説明いただいて、激動だったなど。ここに来て、確かに成長も緩やかになり、時代の節目にきているというのが、ちょうどこの50周年であろうかと考えております。

そうした認識は私どもも持っておりまして、基本的には、来年度実施する町制50周年記念事業は、推進委員会の企画、運営で検討していただくこととなりますけれども、この検討の前提となるのは、昨年の秋に設置した50周年記念事業プロジェクトチームがまとめました報告書にある50周年記念事業のコンセプトがあります。そのコンセプトを読ませていただきます。

「のどかな田園風景が広がる私たちのまち、大口町には、春の風物詩、五条川の桜、世界で活躍する多くの企業、土地改良、区画整理事業などで整えられた恵み多き大地、そして、参画と参加のまちづくりで養われた協働の精神があります。町民、まちづくり団体、企業、行政のエネルギーを、尽きることのない私たちのまちの宝として結集し、町制施行半世紀という節目の年を、4者が一体となり、夢を抱ける心豊かなまちとして受け継がれるよう、さらなる発展のスタートとして位置づけています」というようなコンセプトで、委員さんもこのコンセプトを紹介して募集をかけております。

そうした中で、今後、主な事業の内容としましては、今、議員御指摘のありました、歴史、57年に今の町史が作成されております。それ以後の歴史というものは、十分な資料として作成したことが今までございませんので、その以降の歴史等も含めまして考えて、今後事業展開をしたいと考えております。

その一つとして、町の歴史映像化事業です。この事業は、プロジェクトの方で取り組んでいく事業ということで、今後も継続してプロジェクトの方が、歴史映像化事業という事業を進めていく予定であります。この事業の中身は、この50年の歴史は今記録しなければ消えていくという危機感のもとで、土地改良事業、学校建設事業、ごみ関係事業、まちづくり事業に分け、取り組んでいるものです。今一つ、報告書にある事業として、町の50年をつづる事業というものが、これはまだ具体的な事業として成案はありませんが、推進委員会の中で検討ができたかと考えております。町の方の基本的な方針はある程度示しながら、具体的な事業展開というのは委員さんに進めていただくというコンセプトで今後も進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

( 5 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5 番（前田新生君） ただいま、過去の歴史を踏まえた上で事業も検討したいと。また、そういった歴史を、先人の知恵を生かして次の時代に備えたいというような話であったかと思いません。ぜひ、今お話にありましたように、土地改良事業にしる、あるいは工場誘致事業にしる、今この整備をしておかないと、もう消えてしまうというふうに考えておりますので、ぜひそのところをしっかりとお願いしたいと思っています。

さて、こうした考え方に立ちますときに、先ほど少し触れましたが、大口町の先人が、貧しい町の将来を真剣に考え、昭和38年に工場誘致条例を制定し、当時で70社を超える工場を誘致されたと聞いております。今、この政策が見事花を咲かせ、隣接の市町がうらやむような、近年の大口町の繁栄をもたらしております。したがって、最近の、あるいは今後の厳しい経済情勢にある中で、企業の国内工場の縮小や国外への工場移転、あるいは国内でも東北、九州への工場移転が話題になっておりますが、私は、町内のすべての企業には、引き続き大口町での事業拡張を願いますし、そうでなければ、町政の安定的な財政運営や町民の雇用問題、福祉の増進への影響が出かねないと心配しているところでございます。

私は、大口町の商工会に、短い期間ではございましたけれども、在籍しました。町内の中小の企業主さんを初め、大手と言われる企業の役員の方ともいろいろお話をさせていただきました。こうした中で感じましたのは、町とそうした企業等の方々の情報交換、交流ということが必要だと、あまりやられていないということでございます。多分、町の執行部につきましては、産業政策というものは国がほとんどを握っており、町では何もできないのではないかとこの考えであるのではないかと思います。

昨年、あるいは今年度の予算で、融資の話がございましたけれども、あまりできないということでございます。しかし、昨日でありますけれども、企業の財務、あるいは技術に関する問題についてはとまかく、工場が町内で立地しております以上、工場の立地の環境の問題、あるいは従業員の通勤の問題、さらには従業員の生活問題など、身近な問題があります。そして、その従業員の中には、大口町に住んでおられる方も多くおられ、さらには、その中には企業の海外支店、工場等に勤務、あるいは頻繁に出張される方も多くおられます。多分、町内に住んでみえる方ですけれども、どの部落、あるいは小字単位でもそうですが、多分数人はそうした方がおられるかと思えます。そうした方々のフォローといいますが、家族、教育、生活問題のケアを町としても今後しっかり考えていくことが必要な時期に来ているのではないかと考えます。

そこでお尋ねしますが、企業のグローバル化が進んでいますが、現在、町内に本社のある企

業では、何社が海外に支店、工場などを置いているのでしょうか。また、その置かれている国や地域は何カ所ぐらいあるか、お尋ねしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 先ほどから歯切れのないお答えばかりで申しわけございませんけれども、町といたしましては、そういった企業等に対する海外進出状況等につきましては、把握していないのが現状でございます。

そんな中で、行政とともに商工をやっていただいております商工会に問い合わせをいたしましたけれども、そちらの方につきましても、全体把握をしていないというような回答をいただいておりますので、現実的に、今、各企業がどういうふうな状況というのは、今の各企業さんのホームページを見ましての把握状況しかわからないというのが現状でございます。

（5番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） 地域協働部長さんから、なかなかわからないというお話でございましたけれども、企業の会社概要は、ホームページもありますし、あるいはパンフレットもありません、町の場合、税務の関係でいろんな資料収集をしておられるかと思いますが、そういった中で把握できるのではないかというふうに思っております。

ちなみに、私の手元にある資料につきましては、少し古くて、平成16年になりますけれども、大手6社で25カ国、地域に進出しております。これは、愛知県がホームページで毎年度発表しております。そこに出てきております。最近、町ごとの数字は出てきていないかと思っておりますけれども、確認できれば、それは調べられるかと思っております。大口町でも、今、16年で25カ国、地域の方へ出ておられまして、大変な数、グローバル化が進んでおるように思っております。

海外へ出かけておられる従業員の家族、この子供の問題もたくさんあるかと思っております。ぜひ企業の方々との定期的な情報交換、あるいは交流といったものをしっかりやっていただきますことはいかがでしょうか。また、企業のグローバル化の中での工場の町内立地の問題も含め、町長のお考えがあればお聞かせいただければありがたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） まず、企業との情報交換の関係でございます。

毎年7月に、大口町工業クラブ主催の行政懇談会に町長が出席し、企業の幹部クラスである工業クラブの会員さんと情報交換を行っております。また、年始には各企業にあいさつに出かけ、企業とのパイプづくりに努めております。

それから、これは直接町のことではございませんけれども、区長会が年2回、町内企業と地



域懇談会を行いまして、地元と企業の接触が持たれております。昨日も東海理化さんの方へ行っていただいておりますけれども、地域懇談会では、企業の概要や地元への貢献事業などをお聞きし、また、地元からは要望を申し上げるなど、お互いの垣根が低くなるような機会が設けられております。間接的ではございますけれども、地元の企業とのこのつながりが、町と企業との接点に展開する可能性も多分にあると思いますので、町としても大変期待をしているところでございます。

なお、今後の展開といたしましては、定期的開催されます商工会の役員会の後などに情報交換の場を設けていただいたり、個々の機会に町長がみずから企業を訪問させていただくなど、企業との融和を高めてまいりたいというふうには思っております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、町内の企業がよりよい環境、あるいは条件のもとで企業活動が続けていただけるような情報交換を密にし、町としての最善の努力を尽くしていきたいというふうには思っております。以上です。

( 5 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 今も企業との懇談会を開いておられると伺いますか、そういった機会があるということで、私も商工会におりました折に、再三、町長さん等、おいでいただいて、そういった懇談会に立ち会ったこともございますけれども、なかなか時間も短いということと、やはり開催主体の進め方でいきますので、なかなか十分な協議ができないかなと思っております。

いずれにしましても、そうした大手だけではなくて、最近は中小企業も大変たくさんの方が出られます。そうした企業へ勤めてみえる従業員の方が、海外での事故とか、そういった問題もありますし、教育の問題もあるように聞いております。

そこで、大変恐縮でございますけれども、こうした、一般的で結構でございますけれども、工場の海外流出といったような問題につきましてお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長(倉知敏美君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 先ほど、実際、町自体がそういった情報収集に欠けていると伺いますか、そういうことがちょっとふなれになっておりまして、そういったことに対する直接行政の方への問い合わせ等もございません。そういった中で、当然お話し合いがあれば、またある程度情報を開示する中で、町として、あるいは行政施策の中でどうとらえるかというようなことは、当然考えることかなあと思いますが、今の段階、先ほどから本当に申しわけございませんけれども、そういった情報の収集がされていないという状況でございますので、

今後のそういったものはどうかなというふうに思いますけれども、現在ではそういう状況でございます。

( 5 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 前田議員。

5 番 ( 前田新生君 ) 大口町は、何度も言いますように、周りの市町と比べて非常に企業がたくさんある。また、そういった企業は、先人が一生懸命つくり上げてくれた功績でございます。ぜひともこの貴重な資産を積極的に生かして、そして大口町の財政の安定、あるいは町民の福祉の向上につなげていただきたいことを期待するところでございますので、よろしく願いたします。

それでは、二つ目の第 6 次大口町総合計画についてでございます。

現在の計画は、御案内のとおり、平成 17 年度、前任の町長のときに、平成 27 年度を目標として、「みんなで進める自立と共助のまちづくり」をテーマに作成されております。地方分権の時代を迎えて、自分たちの地域や暮らしをつくるため、地域のことはみずから決定し、責任もみずから持つ社会をつくろうとの、格調高い計画であります。

しかし、この計画書の中には、お手元でございますけれども、計画の要件として、総人口、それから年齢別の人口、産業別の人口など、人口関係の数値だけが記載されております。農用地とか宅地など、土地利用をどうするか、あるいは農業、工業の経済関係、税収とか、あるいは予算といった財政関係、そして町民に身近な公園とか、あるいは道路などの公共用地については、成果目標というものはもとより、計画時点の数値も整備されておらず、非常に理念的、抽象的な文章ばかりでございます。

自立と共助による手法によって、これは非常にいいかと思いますが、じゃあ、具体的にどんな生活水準の大口町をつくるのかが書かれておりません。もちろん、成果指標につきましては、自治体は、例えば土地利用計画、都市計画、農業振興計画、地域福祉計画などの個別の計画を策定することは決められておりまして、そこに具体的な計画数値、成果目標等を記載されております。それらとの整合性を持った成果目標を記載することが、この段階で出てきたものではないでしょうか。

私は、総合計画を見まして、最初は、これは多分数年度ごとに別に実施計画を作成し、そこで具体的な成果目標を決めていくのかと思いましたが、今回、議員になり、職員との勉強会等をした折にも、そんな話も資料も提供を受けませんでした。

なお、幾つかの市町では、総合計画に可能な限り指標、具体的な目標を設定することによって、計画の達成状況を評価できるような仕組みとするとともに、住民と共有できるわかりやすい将来目標を定めるとして、多くの成果目標を記載しております。近くでは春日井なんかも 48

項目にわたり設定しておりますし、多くのところでやられています。

そこでお伺いします。お手元には、通告としまして、第6次総合計画では、計画時に土地利用、産業生産、公共施設整備、財政、生活水準などの成果目標の数値を検討されたというふうに書いてございますが、そういったかたい数字じゃなくて、もう少し、例えば町民が現在の町政をどれだけ満足されておるか、そういった満足度というようなものを設定し、将来の満足度をそれと比較するようなやり方もあったのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 第6次総合計画につきましては、議員御指摘のとおり、理念的な計画ということで位置づけられております。総合計画は、1969年（昭和44年）の地方自治法改正によって、市町村の最上位計画として位置づけられました。大口町においては、昭和41年に第1次、昭和49年に第2次、昭和54年に第3次、昭和59年に第4次、平成8年に第5次を策定し、現在の第6次総合計画は、平成18年に決定しております。

総合計画を位置づけた当時は、行政を取り巻くさまざまな環境の移り変わりが激しく、節目節目での見直しが不可欠でありました。しかしながら、施策の前提となる人口や経済などが低成長となり、都市計画マスタープランや高齢者福祉計画等、さまざまな行政施策の分野で、法令に基づく個々の計画を策定することになった今日、総合計画の持つ役割もおのずと変わってくるはずであります。

したがって、本町では、第6次総合計画策定理念から見直し、これまでの総合計画とは異なる、まちの将来像を示す羅針盤となる理念的な内容を記し、具体的な施策や数値目標は付記しておりません。

具体的な数値目標につきましては、行政経営計画の中、いわゆるこれ3年の見直しと、先ほども公会計のところでお説明しましたが、具体的には、一番計画として数字が上がってくるのは行政計画の中ということで、これが3年先までをある程度見通した数値目標を決め、常に見直しながらやっております。以前の総合計画でいきますと、いわゆるローリングという見直しの部分、ローリングと言われる部分が行政経営計画書に当たるかということで、具体的な数値目標というのは上がっておらず、第6次総合計画の中でも、尺度として、一つのイメージとして、将来こんな社会に大口町はなりますという理念的な絵図は確かに示しておりますが、数値目標としては示しておりません。以上です。

（5番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） ありがとうございました。

今のお話の中で、今回の第6次の計画につきましては、そうした理念だけの計画というよう

なことでもございましたけれども、先ほども説明がありましたように、地方の総合計画は行政の最上位の計画でありますし、やはり町政の運営の羅針盤ということもございますので、しっかりとお願いしたいと思います。

また、今、計画のように、基本理念の尺度の例示といったことが書いてありますけど、例えば例示であるものを、その10年間で完璧になしおるという理解であれば、これがその成果目標にできるかと思えますけど、御案内のように、書かれている内容につきましては、そんなような担保されていないというふうなことで、あくまでも例示ということでもございましたですが、やはり具体的な成果目標を定めるということが必要ではないかと思えます。そうした成果目標がなくては、町民も町の具体的な将来が見えなく、どのように暮らしがよくなっていくのか心配でございますし、何より職員が、暗やみの中、手探りの仕事をするようなことになるのではないのでしょうか。

ところで、今、部長からも説明がございましたが、町のホームページでも、予算の策定時の経営計画書を掲載されております。この中の3年間の目標、あるいは2年、3年後の計画を記入する欄がございます。残念ながら、ここの欄が多く計画書では空欄になっております。大変異常に見えます。数値を出すことが、円滑な行政の執行に支障を来すということかもしれませんが、そうした記入を町長が必要と認めておられる以上、ぜひこれらの記入欄に来年度予算からは数値目標などを掲げるよう期待しております。要望として発言させていただきます。

次に、総合計画書の第4章で将来像を実現するための改革方針の項目では、新しい行政経営の仕組みには、行政評価を軸とした、いわゆるPDCA、計画、実施、評価、改善のマネジメントサイクルが重要と。そして、マネジメントサイクルの予算との連動の必要性が書かれております。また、改革の進行管理の項目では、具体的な方策を示す改革プランを別に策定し、個々に取り組む改革の達成目標、年次を明示しますと書かれております。公会計の採用とかそういう話は、先ほどありましたですけども、こういったものも当然そこに書かれてくるのかと思えます。

そこでお伺いいたします。こうした具体的な行政改革はどのように実行されているのか、また総合計画の中間年を過ぎましたが、時代の大きな変化を踏まえ、計画の後期年度の調整、運営に向けて成果目標、数値の設定など、見直しの指示をされないのか。計画なくして経営なしといいます。総務部長、町長に再度お尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 先ほどから御説明しているとおり、数値目標等につきましては、すべての事業単位で目標値が上げられないという事業も多々あります。そんな中で、経営計画書の中で空欄の部分が目立つという御指摘は、そのとおりかと考えております。

総合計画策定後に、職員による試行錯誤を経て、平成22年度末、行政計画書の策定に始まり、予算編成、主要施策及び決算監査までの一連の流れは体系化できたと考えております。これによって、マネジメントサイクルがある程度活用できる体系ができたと考えております。体系はできたものの、その運用の中で、今後はこれらの仕組みをいかに運用しながら、さらに見直し、より効果や職員の意識を高めていきたいか、考えていきたいと思っております。

また、17年度から5年間を計画期間とした集中改革プランの取り組み状況については、町ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続きその精神を忘れることなく、行政計画の策定及び施策の実施に取り組んでまいりたいと考えておりますので、総合計画の中からいきなり行政計画、3年程度の計画ということに飛ぶわけですけれども、大口町の現在の行政運営の考え方というのは、この行政計画を中心にマネジメントサイクルを組み立てていくという考え方で現在進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 平成22年度から計画書を導入したというようなところでございますけれども、先ほどからお話ししていますように、将来目標、二、三年後の目標とか、そういったところは非常に空欄がございます。また、これは、作成自体が担当者のレベルでされております。町全体が協議の上でそういった目標を設定されたというような過程が省かれておるかというふうに思います。また、PDCAにつきましては、今の説明で、生かされておるといようなお話がございましたが、今後、またこの説明につきましては、教えていただきたいと思っております。

また、こうした計画の最上位の総合計画でございます。これについては、最上位であるし、羅針盤ということでございます。ぜひこの点についてどうされるのか、町長さんのお考えを聞かせていただきたいと思っておりますが、ひとつよろしく願いいたします。

議長(倉知敏美君) 町長。

町長(森 進君) 総合計画については、私どもも現役のときに総合計画の策定に大きく携わってきた経過がございます。その中で、従来からお話をしておりますように、大口町における計画の最上位に位置するものが総合計画であるというものは変わっていないというふうに思います。また、その策定の経過の中で、県の上位計画等との整合があるというようなことで、私どもが計画をつくる段階には、県の企画担当部局へ、その素案といいますが、そういうものを県の方に協議をするというような経過もあったわけでありまして、そういうことを経まして、議会での承認を得て総合計画が名実ともにスタートをし、その総合計画の中には、基本構想、基本計画、そして、今、前田議員さんからお話があります実施計画というような形で流れておったのが、従来の総合計画、あるいは最上位計画の位置づけであったというふうに思っています。

す。それが私ども、第6次総合計画、平成18年に策定をしました総合計画においては、地方分権の中でこれからの大口町がどのような、今の話で、計画策定が好ましいのかということをする、大変長い時間をかけて協議をする中で、今回の計画の策定に至ったということでもあります。

それぞれ3年あるいは5年の計画の中に数値が入っていないというような、公表されたものの中にはそのようなものがあるようでございますが、そういうものについては、今後十分にこれからの事務事業を進めていく中で精査をし、また記入ができるように努力をしてまいりたいというふうに思っておりますし、個別のものにつきましては、御承知のように、先ほど前田議員さんからも話がありました、都市計画マスタープランでありますとか、介護保険の事業計画でありますとか、非常にシビアな数字を根拠に持った計画も、個別の計画としてございます。そういうものがすべて私どもの現在の第6次総合計画の理念を受けた計画だというふうに認識をしておりますので、またそのような調整を図っておりますので、私ども、今回の第6次総合計画の精神、理念、これに沿って今後も行政経営計画書の中でPDCAを進めていきたいというふうに思っております。

(5番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 前田議員。

5番(前田新生君) 町長さんから大変前向きな回答といたしますが、一生懸命今後基準設定を含めてしたいというお話がございました。ぜひそうしていただけたらと思いますし、やはり現在の総合計画につきましては、先ほど言いましたように、こうなればいいなあということは書かれておるわけですけど、じゃあ10年後は実際どうなのかというのが、余りにも町民の目、我々の目にも見えない計画ではないかというふうに理解しました。

12時を回りましたけれども、もう少し説明をさせていただきます。

この1年、2年は、世界でも、日本でも、もちろんこの大口でも、大変な変動のときであります。ことわざに、10年一昔というものがございましたが、今は5年もたてば全く変わってしまう時代でございます。50周年記念事業では、過去50年間の整理もお願いしましたが、できれば、まず過去5年の実績を早急に整理、分析し、総合計画の進捗状況を議会や町民に報告していただきたいというふうに期待しております。そして、その成果を総合計画の後期年度の町の経営に生かしていただきたいと思っております。

また、くどいですが、先ほど言いましたように、総合計画は行政運営の羅針盤です。具体的な成果目標を設定し、職員にその達成感を感じてもらうとともに、町民が客観的な正しい評価を町と共有できる環境をつくられるようお願いしたいと思っております。もちろん議会としても、町、執行部と一緒にあってしっかり取り組まなければならないことは言うまでもございません。

なお、最後に、図書館で見つけました昭和42年4月発行の「郷土大口」、これは当時の町内

の小中学校の先生方、私の中学時代の恩師ですが、その方々が編さんされました児童生徒の副読本でございますが、この本の将来の発展の項目に書かれております文章を紹介させていただきます。

「私たちは、郷土の歴史的歩みや現在の様子を正しく理解すると同時に、今後この大口町がどのように発展していくか、どのように発展させるか、町民としてどんな自覚と努力が必要であるかを考えなければならない」とあります。我々町政に携わる者は、言葉にこたえる義務があるのではないのでしょうか。

森町長さんを初め町執行部の皆さん方の今後の活躍を期待いたしまして、時間もちょうど昼を過ぎましたので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでございました。

それでは会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

（午後 0時05分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

伊 藤 浩 君

議長（倉知敏美君） 引き続きまして、伊藤浩議員。

4番（伊藤 浩君） 4番議席の伊藤浩でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

町長は、平成23年度の施政方針の中の施策体系4項目の第1点目「人材育成」において、「人材はどんな材にもまさると言われ、私も非常に重要だと痛感しております」と述べてみえます。私自身も、資源の乏しい日本にとって、人材育成が最優先課題の一つであると考えております。

皆さん御存じのように、現在、成果を上げている会社や組織等を見ても、必ず人材育成に力を入れています。なぜならば、人が仕事をするわけですから、人づくりの成否が会社や組織の命運を握っていると言っても過言ではありません。

本日は、人材育成の中でも、大口町の義務教育における人材育成、人づくりについて質問したいと思います。

町内の4小中学校のうち、大口中学校を皮切りに、今年度末までに新築予定の南小学校を含めると、5年間で何と三つの学校がすばらしい環境のもと、新しく整備を完了する予定であります。まずもって、この一大事業に携わった町当局を初め関係各位に敬意を表します。

このような立派な学びやが整備されるにつれ、多くの町民の皆様方の学校に対する期待感が一層高まってきています。これからは、家庭、地域、学校による協働により、さらに教育効果を上げ、町民の皆様方の信託にこたえられる学校づくりに御尽力いただき、立派な児童・生徒を育成し、「教育のまち大町」を目指してほしいと思っています。

それでは、質問します。

町長として、町内の児童・生徒にどのような力を身につけてほしいのか、お尋ねします。生きる力や、知・徳・体の調和のとれた子供といった抽象的な表現ではなく、より具体的で、一般の人にとって理解しやすい言葉で述べてほしいと思います。

町長、よろしくをお願いします。

議長（倉知敏美君） 町長。

町長（森 進君） まずもって、大町町の学校施設の整備に対し御理解また御協力、さらには評価をいただきまして、どうもありがとうございます。これも議会の御協力、さらには保護者の皆さん、そして生徒の皆さんの了解のもとで、なし得た事業ではないかというふうに深く感謝を申し上げます。

さて、第6次総合計画及び23年度施政方針で示している四つの基本政策に基づき、新しい時代を担う次世代をはぐくむための人材育成が必要と考えております。人材はどんな材にもまさとと言われるように、大変重要であると痛感しております。それは、自立と共助のまちづくりの根幹となる部分でもあります。そのため、次世代を担う児童・生徒の育成の舞台を整えることこそ大切であり、あしたの学校づくりに取り組む必要があると考えております。

そこで、町内の児童・生徒の皆さんには、かつて先人たちが時代の逆境を乗り越え、今日の豊かさや潤いを築いていただいたように、今の私たちは先人から受け継いだ郷土を愛する心や自立の精神と豊かな知恵や経験を生かして、先人の皆さんが培った郷土の誇れる財産を礎に、大町町の将来を設計できる力を身につけてほしいと願っています。そのために必要なことは、他人を思いやる力、郷土を愛する心、自立の精神、自助の精神、地域社会・我が国・国際社会の発展と平和に寄与する心、激動の時代を心豊かに生き抜くための力、読み書きを初め基礎的な学力や仲間づくりと社会性を持った力と考え、これらのことを児童・生徒の皆さんには身につけてほしいと考えております。

（4番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 伊藤議員。

4番（伊藤 浩君） とてもいい回答だったと思います。

ここで、皆様方に参考に紹介したいことがございます。それは、去る8月4日の中日新聞に掲載されたものでございます。かんぼ生命調査が最近行いました小中学校の子供を持った両親



対象の「どんな子になってほしいか」というアンケート結果です。結果をお知らせしたいと思  
います。1位、思いやりのある子、町長さんと一緒ですね、55%。第2位、体の丈夫な子、  
47.8%。第3位、心の強い子、42.8%。ちなみに、勉強のできる子は13.5%でありました。こ  
れは、やはり今現在の世相を反映しているのではないのでしょうか。ちなみに、新聞の見出しは  
「心身が丈夫な子」でありました。

このアンケート結果から、現在の小中学生の子供をお持ちの多くの両親は、子供の心の成長、  
すなわち人間的な成長を願ってみえると言えるのではないのでしょうか。私の意見を申しますと、  
長い教職経験で思いましたことは、明るく元気であいさつができる子、人を大切にして、みん  
なと仲よくできる子、夢や目標を持って一生懸命できる子、そんな子供に育ててほしいと願っ  
ています。私は、教育委員会が、今後町長さんの考え、現在の小中学生の両親の思いなどを参  
考にして、各学校のかじ取りをしていただけるとありがたく思います。

続きまして、愛知県の公立中学校では最初の大口中学校教科センター方式導入後の経過につ  
いてお尋ねします。

大口中学校開校当初は、保護者や町民の不満の声が多く聞かれ、平成21年度には、大口町 P  
T A 連絡協議会会長より町議会に陳情書が、そして、大口町議会より教育委員会に要望書が提  
出されたことは周知のとおりでございます。3年たった現在の状況を考えてみますと、中には、  
現在の大口中学校の現状認識が十分ではなく、不平や不満を言われる人たちも見えます。しか  
し、今では、私が中学生に道で会ってあいさつをしても、以前と違って、しっかりあいさつが  
返ってきていますし、会話も成立するようになりました。また、以前、通学路に散乱していま  
したあめ玉やお菓子、ガム等の包装紙もほとんど落ちておりません。そして、さらに学校の教  
育活動に目を向けますと、今年度の管内陸上で男女ともに準優勝、ハンドボール部男子が管内  
優勝、西尾張大会では、陸上男子が優勝、その他管内3位の運動部も多かったと聞いておりま  
す。また、中3の仙田真也君が壁新聞を4ヵ月で69号発行したということも新聞で取り上げら  
れました。

このような状況から判断しますと、今では先生方と子供たちの人間関係が良好になり、指導  
が浸透するなどして、大口中学校もかなり落ちつきを取り戻し、教育効果も向上してきたよう  
に思われます。これは、学校の先生方の努力はもちろん、教育委員会の学校への働きかけ、そ  
して、保護者や地域の方々の協力のおかげであると推察しております。

それでは、質問いたします。

平成20年4月から平成23年7月までの状況でお答えいただきたいと思います。

最初に、教科センター方式導入後に、どんな成果やどんな課題があったか、お尋ねします。  
よろしくお願ひします。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） まず、お答えさせていただきます前に、大口中学校の生徒の成果について、お褒めいただいたことをありがたく思います。

それでは、統合中学校を建設するに当たり、教科センター方式の導入や学校建設の成果に至るまでの経過について、並びに教科センター方式の概要について御説明させていただきます。

少しお時間をいただきますけど、よろしく願いいたします。

平成15年度に、町内の学校教職員、町職員で組織する「明日の学校イメージ創作プロジェクト会議」を設置し、将来の学校施設のあり方並びに学校教育のあり方を研究し、地区懇談会では望ましい地区の設定を、明日の学校づくり検討委員会並びに明日の学校づくりプロジェクトでは、学校施設の設計について住民の意見を反映させ、また議会でも議論をしていただきながら、多くの意見と時間、町民の思いを結集し、取り組んできました。

そうした中で、将来の学校教育のあり方として、教科センター方式が提案され、議会、教育委員会はそれぞれ先進地を視察し、明日の学校づくり検討委員会並びにプロジェクトの了承を得て、結果を設計に反映いたしました。

ここで、教科センター方式とは、従来の教科教室と違い、すべての授業で、生徒が授業を受けるため教科の教室に移動する方式です。従来の受動的な授業でなく、能動的なみずからの意思で学習する力を養うことを目的にしたものです。また、教科ラウンジには、それぞれの教科の教材や学習物が置かれ、各教科別職員室があります。

そのような経緯のもと、平成20年4月1日の開校を迎えました。

御質問の教科センター方式の成果であります。従来方式と比べることができず、今の段階で成果と言えるのは、教員が教科センター方式で手ごたえを感じたかどうかにあるのではないのでしょうか。また、議員御質問の開校当時と比べて、現在どのような状況に置かれているのかということだと思います。

先日、教育委員会と町内の若手教員との懇談会で、大口中学校の教員が教科センター方式についての感想を求められたとき、生徒には教科センター方式の方が、次の授業に対する意識の切りかえがしやすい、教科エリアのため、質問に来た生徒に対し容易に対応できる。教科ラウンジのため展示がしやすいなどの意見がありました。教員の側にすると、同じフロアで同じ教科を教えることによる指導に対して、切磋琢磨はもちろんのこと、共同研究ができること、教科職員室に生徒が質問に来たときに、1人の生徒に複数の教員で対応できること。担当以外でも生徒の質問に即対応できることなど、生徒や教員の意識が目覚めていることです。また、それぞれの教科が、その教科の特徴やおもしろさを最大限に生かした授業を行っていること、生徒に対しての教科別指導や相談の充実、オープンスペースの有効利用への取り組みや工夫をす

る姿勢が目覚めていることです。

生徒の側からは、生徒一人ひとりの意識の中で、従来方式では味わえない授業に対する切りかえの心構えや自分から授業を受けに行くという姿勢が見え始めたことです。また、もう一つの側面は、議員が先ほど御指摘のとおり、あいさつなどの日常的な生活の行動、対外的な運動、文化活動、ボランティア活動などの取り組み、各種大会の参加や活躍なども挙げられるのではないかと考えます。

反対に、課題としては、開校当時、生徒が教室を移動する時間が思った以上にかかり、生徒の心に落ちつきがなかったように映ったことがあります。そのことは、2・3年生の生徒には今までとは違う授業の方式であったこと、またノーチャイムにより、生徒の自主的な行動を求めましたが、なれていなかったことが原因として考えられます。また、ランチルームで全生徒が学校給食をとる予定でしたが、収容人数に制限があるため、時間差をつけた交代制にしました。そのため、二つの日課を設定せざるを得ず、そのことが教育活動すべての面で生徒に不安定感を与えたようです。

さらに、統合により学校の規模が大きくなったことで混乱や戸惑いが見られ、生徒指導上のさまざまな問題が発生しました。そういったことの現況がすべて教科センター方式であるかのような意見もいただきました。このようなことが課題としてありました。以上です。

( 4 番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) 今の答弁で、やはり教科センター方式は子供たちの教科の力を高めるのにはとても有効だなあとということがわかりましたし、今のような答弁が町民の方に伝わると、もっと誤解をされずに、とてもよく理解をしていただけるんじゃないかなあとこのことを感じました。課題についても、教室移動に時間がかかるとか、ノーチャイムの問題、ランチルーム給食の問題とか規模の関係、いろいろとあります。規模の問題につきましては、合併しますと、どこの小中学校でも、最初はやっぱり問題が起こるものです。生徒指導上、これは仕方がないかなあとこのことを思います。以上でございます。

続きまして、その課題に対しましてどのような改善や工夫をされたのか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) まず、教師が取り組んだことは、目の前の生徒に対し、生徒が楽しく、安心して円滑に学校生活を送ることができるように最善を尽くすことでした。教職員間で統合ということから発生する問題の共通理解を図り、不満の声に対しては学校が新しくなったことの説明を行い、生徒が不安にならないように一つ一つ丁寧に生徒にかかわる課題を解

決しました。生徒の移動時間については、朝のホームルームの時間と給食の時間を短縮することなどで調整し、移動時間を10分から15分へ拡大する工夫をしました。また、一部チャイムを復活させ、生徒の行動を切りかえられるようにしました。ランチルームの給食については、時間差ではなく、1学期ごとのサイクルにより一つの日課で給食をとれるように見直しをしました。

教科ラウンジは常設の展示場になるため、資料を活用した調べ学習を行うことができます。しかし、教科によって展示のばらつきがあったため、教科エリアの環境整備と施設の有効利用として展示の量などを、各教科、教師間で改善に取り組むことで、生徒の教科への興味・関心を高めるようにしました。また、生徒に対しては、積極的に授業に取り組むよう、生徒の教科への興味・関心の度合いを高めるための教科ラウンジのより有効的な活用を促しています。

教科センター方式のメリットを生かすために、教師の意識改革の取り組みとして授業改革に着手し、教師主導の一斉授業から、生徒同士がかかわりの場を多く取り入れた授業づくりを目指しました。このように、課題ごとに検証と対策、検証と改善を繰り返し、大口町独自の教科センター方式を構築しています。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) 学校の御努力がよくわかって、ありがたく思います。

教育効果を上げるには、やはり教師の意識がとても大切だと思います。一つの目標に向かって、全職員が一致団結して努力できるような体制をしていただくとありがたいかなあというふうに思います。

最後に、保護者や地域の方々にどのような情報提供をされてみえたか、お尋ねします。保護者や地域の方の協力なくして、よい学校はつくれませんので、ぜひ教えていただきたいと思います。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 地域の方々への情報提供についてお答えさせていただきます。

大口中学校に在籍している生徒の保護者に対しては、学級・学年通信や体育祭・文化祭など学校行事に気軽に参加していただく中で、学校の状況の説明をしてきました。これまでも、地域の方には中学校のホームページに行事などの情報を速やかにアップすることや、町の広報紙を通じて、また学校の廃品回収・資源回収依頼文にも、生徒の日ごろの活動や活躍をお知らせして、情報を提供してきました。

なお、新入学となる小学6年生児童に対しては、大口中学校の生徒が各小学校に出向いて、中学校生活を説明しています。保護者の方には、中学校生活や教科センター方式などの事前説

明会を行っています。また、ボランティアによる「生涯学習のまちづくり実行委員会」、清掃や図書館ボランティアなど、気軽に通常の学校活動に参加して支援をいただいております。そういった活動の広報を通して、広く町民の方へお知らせすることが、元気な大口中学校の情報提供につながると考えます。

( 4 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 伊藤議員。

4 番（伊藤 浩君） ありがとうございます。これからもいろんな方法で、いろんな角度から情報提供をしていただきたいと思います。

最後に、私は、学校というのは、教育目標実現のために、P D C A サイクルを大切にしながら、常に一步前進を目指すとともに、まず保護者や地域の方々に、明確な指導方針とそれを具現化する手だてをわかりやすく伝え、誤解されず、正しく理解してもらう努力をすることが重要であると考えております。それが可能になれば、学校が地域に信頼され、保護者や地域の方々が、自然と学校に協力してもらえるようになると思っております。

次の質問に移ります。

学校教科センター方式につきましては、陳情書や要望書が提出され、教育委員会もその対応が大変だったと思います。しかし、これもひとえに町民の皆様方の教科センター方式への期待が大きいの、裏返しであると考えていただきたいと思います。

そこで、教育委員会としての今後の働きかけについてお尋ねします。

最初に、教科センター方式が、学校でより有効に機能するように、今後どのような働きかけをされるのか、お尋ねします。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 今後、どのような働きかけをするのかということに対してお答えさせていただきます。

最初に、教育委員会は、「明日の学校づくり検討委員会」を中心に多くの町民、その他関係者の方々が慎重に審議していただいたものについては尊重しておりますし、今後とも尊重していきます。生徒に対しては、それらを通じて学習への動機や自主的、積極的な取り組みの姿勢、意識を身につけ、より楽しい思い出のある学校生活を送らせたいと考えています。そのことは、生徒一人ひとりが生きる力、人間関係を形成する力を身につけるとともに、あしたの日本を担う子供たちへの教育と考えております。そのため、大口町独自の教科センター方式を独自の教育環境として整え、各教科が必要とする学習メディアを用意し、また魅力的な教材掲示、多様な学習活動が展開できるようにしてきました。

学校では、毎年度、教育目標や重点目標の総括を行いながら、次年度への計画を立て、一連

のサイクルの中で教科センター方式を運営されており、教育委員会はそういった取り組みを支援してきましたし、今後とも支援します。

例えば、給食の運用で給食配ぜん員を動員して対応したり、また心の相談員や養護教諭補助員を配置し、開校時並びに給食の見直し時には対応させていただきました。さらに、教育委員は、毎年学校訪問し、生徒と給食を一緒に食べながら、その様子を見たり、声をかけたりしながら、大口中学校を見守ってきました。

現在、開校から4年目を迎えた状況について、教育委員会として検証を行っております。それは、学校の現場が自信を持って、より教育に集中できるよう現場の考えをよく聞き、学校運営が適正にできるよう学校と連携して支援をしていくことを考えております。

また、教育委員会では、学校現場をいろいろな角度から支援するため、生涯学習のまちづくり実行委員会の活動を通して、住民の方が気軽に学校現場に協力できるよう整備してきましたし、今後とも整備します。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) いろいろな面から御支援をしていただけるようで、とてもうれしく思います。

一つだけお願いいたします。そういう御支援、御指導を皆様方にわかりやすく伝えていただけるとありがたいが、それだけ教育委員会が努力してみえるということが、町民の皆様方にわかるような方法も考えていただけるとありがたいかなあ、誤解をされずに済むんじゃないかなあというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは最後に、保護者や地域の方々の理解や協力・支援を得るため、今後どのような働きかけをされるのか、お尋ねします。先ほどの私の意見とちょっと重複しますが、よろしく申し上げます。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 答えの中に、議員からありましたように、重複する部分があるかもしれませんが、お願いいたします。

広く保護者や町民に対して、学校の様子や学校運営の情報を提供し、理解をいただくため、生涯学習のまちづくり実行委員会の支援をいただくとともに、大口中学校が学校運営の改善や工夫を適正にされているか、広く保護者や町民に対して学校の様子や学校運営の情報を提供し、理解をいただけるよう努めているかを注視しながら指導していきます。

教育委員会としては、教科センター方式が導入された当初の熱い思いが失われないように大口中学校を支援すべきととらえ、この方法を確立させ、定着させることが町民への期待にこた

えるものだと思っております。

また、この9月議会において、学校施設開放のための条例を制定していただくよう上程を諮りました。この一つのねらいは、学校の情報をできる限り、学校開放を利用される方に提供できたらと思っております。その趣旨も含んでいただき、どうか大口中学校の特別開放を利用させていただきたいと思っております。

また、今後も、大口町における地域に根差した学校を目指し、いろいろな角度で話し合いをし、よりよい大口町バージョンの教科センター方式を確立するものでありますし、また対住民に対しては広く広報活動を続けたいと思っております。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) ありがとうございます。

私も同じような考えになりますけど、ちょっと私の考えを述べたいと思います。

私は、教育委員会というのは、小中学生の人材育成について、まず町民の声を大切にしながら、学校、保護者、地域の三者が指導方針と指導結果を共有し、子供の成長のために一丸となって努力できる体制づくりが確立できたら最高だなあというふうに思っておりますので、それを目指して頑張っていただければありがたいなあというふうに思います。

それでは、最終の大きい3番の質問をいたします。

大口町の学校支援員についてお尋ねします。

最初に、学校支援員導入の経緯と業務内容について教えていただきたいと思います。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 学校支援員導入の経緯についてお答えいたします。

平成18年4月に、心疾患を持った児童が入学するに当たり、保護者と教育委員会の相談により、地域の中で育てていくことになり、生活支援、移動支援としてつき添う特別支援教育支援員を1人、該当校である大口南小学校に配置しました。平成20年4月には、西小学校で先天性の心疾患等の疾病を持った児童と、重度の自閉症の児童が入学するに当たり、保護者と教育委員会で相談し、特別支援教育支援員を2人配置しました。

しかし、近年学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症やアスペルガー症候群等の広汎性発達障害といった障害が明示される中、介助的役割が主であった支援員のあり方を見直す必要性が生じてきました。平成21年度特別支援学級在籍児童への支援にとどまらず、通常学級に在籍する発達障害等を持った児童やその疑いのある児童への支援ということも目的に加え、各小学校に配置しました。特に平成22年度には、町の次世代育成後期行動計画に掲げた子供の発達・成長に応じた継ぎ目のない支援として「小1プロブレム」に着目し、支援員の名称も学校

支援員に改め、小学1年生が学校生活になれるための支援も含め、各小学校に増員配置しました。平成23年度からは、学校と協議した上で、学校全体を支援するスタッフとして、小学1年生の学級数に合わせて南小学校に2人、北小学校に3人、西小学校に3人、計8人の学校支援員を配置しております。

次に、学校支援員の業務内容としては、担任を初めとする教職員との連携の中で、落ちついて学習や活動に取り組むための巡視や声かけなどの支援を個の状況に応じて行っています。特に小学1年生については、給食配ぜんや片づけなどの支援を初めとする生活全般の支援を行っています。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) 今の説明で、町民の方も、大口町の学校支援員はどんなことかなというふうに思ってみえた疑問が、大分はっきりしてくるんじゃないかなあということを思います。私がうれしかったことは、小1プロブレムの問題も想定しながら、学校支援員を導入してみえるということはとてもいいことだなあというふうに思いますし、私は現職のころから、この学校支援員導入というのがぜひしたかったわけですけど、これは大口町のクリーンヒットだなあというふうに思っております。

先ほどの答弁にもありましたけれど、学校の実情に応じて、こういう学校支援員を運用するというのが一番いいかなあというふうに考えております。ぜひこのままの業務内容で、続けていただければというふうに思います。

ここで、皆様方に大口町の学校支援員と同じような制度が文部科学省にもございますので、御紹介したいと思います。それは名称がちょっと違っておりますけれど、文部科学省の方は特別支援教育支援員という、学校支援員とほぼ内容は似ておるんですけど、そんな名称で、具体的には、小学校の普通学級に通う発達障害のある児童などの勉強を助けたり、学校生活を支えたりする支援員のことであります。教員免許は不要で、厚生労働省の緊急雇用対策事業の活用も可能であります。名古屋市では、人材派遣業者を通じて採用してみえるそうです。今年の5月現在で、全国に約3万7,000人いるそうでございます。

続きまして、小中学校の普通学級に在籍していて、先ほども説明がありましたように、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の軽度発達障害により、一斉指導が困難で、授業の中断を余儀なくされたりして、該当の子供に寄り添うなどのきめ細やかな特別支援が必要な児童・生徒の大口町の実態につきまして、わかる範囲内で教えていただきたいと思っております。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 支援が必要な児童・生徒の実態についてお答えします。



通常学級に在籍し、特別な支援が必要な児童・生徒の実態は、小学校では、特に低学年において、学習習慣の定着や集団生活への適応が未熟であることが原因で授業や学級活動などに集中できず、他の児童にちょっかいをかけたり、立ち歩いたりする児童が見られます。また、自分の話を聞いてくれなかったり、自分が求める対応や答えと違ったりした場面などに直面すると、自傷行為に走ったり、怒りを物や他の児童、担任などに向けたりすることもあります。

学校支援員は、すべての子供が平等に授業に参加できる環境づくりをするための支援を、担任とともにしています。また、中学校では、担任や教科担任、学年教諭が連携し、生徒一人ひとりの症状や言動から、その時々に応じた声かけなどを行っています。

小中学校を問わず、発達障害などの児童・生徒の有無については、専門機関で診断を受けている児童・生徒、またその疑いのある児童・生徒の保護者の申し出などにより把握はしていますが、教職員一人ひとりが児童・生徒の発するサインに気づき、いつ、どこで、どんな問題が起きるかを観察するとともに、専門家の見解も取り入れながら、早期発見に努めています。

通常学級の実態については以上であります。最後に、特別支援学級の在籍について報告いたします。南小学校が2クラス、4人、北小学校が2クラス、8人、西小学校が4クラス、22人、大口中学校が3クラス、15人です。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) 私は江南市で勤務しておりましたけど、小学校で特別支援学級の22人もいるというのは、とても大変だなあというふうに感じました。ちなみに、文部科学省の2002年度の調査では、このような支援員が必要な児童・生徒は、普通学級1クラス1人以上在籍しているというデータが出ております。先ほど御説明がいろいろありましたけれど、学校現場では今現在の小学校で8名の学校支援員だけでいいというふうでしょうか、あるいはできればふやしてほしいという声が上がっているのでしょうか、わかっていたらお答え願いたいと思いますけれど。

議長(倉知敏美君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(近藤孝文君) 伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ考え方があります。学校の先生からすると、40人学級にしる35人学級にしる、40人を教えられない者は、35人も教えられないという考え方をお持ちの方も見えますし、少人数学級、40人であれば、20人の学級で運営することが一番ベストだと言う方も見えます。各小中学校の校長先生に直接お話は聞いていないんですけど、予算編成時にそのような話というのは、昨年の場合ですと聞いてはおりません。

それから、大口町の特別支援教育支援員の配置につきましては、平成18年度から、先ほど説

明しましたように、各児童の症状に応じて配置してきました。南小学校に1人、西小学校に2人という形で、児童に対応するために配置をしてきたところであります。それぞれ保護者の方からはぜひという形で、平成22年度にお聞きしております。たまたま予算編成時でありましたので、約束はできませんでしたが、何とか骨折ってみるという形で、小学校であれば1年生の学級数に応じて配置させていただいたのが昨年からでありますし、またその配置につきましては、保護者の方の意見を取り入れたものと私は理解しております。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) 私がこの質問をするに際しましては、各小学校を回りましていろいろとお話を聞いてまいりました。学校現場の声は、学校支援員をできればもう少しふやしていただいた方がいいというお声を聞いております。

私が一番心配しておりますのは、先生方が、きょうはこういう授業を計画して、子供にこんな力をつけさせようという予習をしっかりとしてみえて、該当のような子供がいますと、こんな子が1人いますと、授業を中断してしまうことになってしまうんです。となると、ほかの子供たちも勉強が進んでいかないわけです。ですから、授業を妨害するような子供がいなかったら結構でございますけど、もしそういう子供がいるようでしたら、ぜひ学校支援員をもう少し雇っていただかないといけないかなあというふうに私は思っております。

そこで、皆様方に、愛知県で特別支援教育支援員、大口町で言いますと学校支援員のことで、この制度が一番進んでいるのは、私の質問書の一般質問のところに資料を載せてありますけど、お隣の扶桑町であります。

詳しく御紹介したいと思います。

扶桑町は、平成16年度が4小学校で17名、平成17、18年度は4小学校で22人、平成19年度以降は4小学校で27人。内訳は、学校規模もありますし、学校の要望等もありますけど、9名、8名、6名、4名になっております。平成20年度以降は、2中学校にも各2人を増員し、町全体では、現在31人採用してみえるそうです。初めて扶桑町が平成16年度に4小学校で17名を導入されたそうです。これはその当時の教育長さんが町長さんといろいろとお話をされて、ぜひ学校現場で教育効果を上げるにはこういうことをお願いしたいということで、本当に激論を交わされながら、これが最終的には承認されて、こういう制度になったというふうに聞いております。

扶桑町では、年間1人雇うのに大体83万円ぐらいで済むそうですので、大口町の方は、先ほどは質問しませんでしたけれど、それに近い額で、年間90万円程度ですよね。ですので、1人でも2人でも3人でも雇っていただくと、ありがたいかなあというふうに考えております。

ちなみに、国の方の情勢を言いますと、国の方は平成23年度の特別支援教育支援員の予算措置は、今までは小学校だけでしたけど、中学校の方でも行われるようになったそうですので、御承知おきください。

それでは、最後の質問に移ります。

今言いました扶桑町の支援員の現状を十分考慮された上、各種軽度発達障害等のいろいろなことが原因で一斉指導が困難で、該当の子供に寄り添うなどのきめ細やかな特別支援が必要な児童・生徒、及び学級内の他の児童・生徒の教育効果を一層上げるため、そして、教師の心労を軽減するためにも、次年度から少なくとも枠内配分以外の予算で、小学校における学校支援員の増員の検討をぜひお願いしたいと思います。教育委員会には財政的な権限がございませんので、町長さんの見解をお願いしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） まずは、半世紀ぶりといいますか、四十何年ぶりに教育論議をこの場ですることは、大変不思議な縁を感じております。

御質問の件についてであります。町の財政はもとより予算を伴います教育全般にかかわる問題ですので、私の方から回答をさせていただきます。

平成19年であります。学校教育法の一部改正がなされまして、障害のある子供の教育の充実をしていくこと、障害者だからといって排除されたり、単なる保護の対象として扱われたりするだけではなくて、健常者と同じ権利を持った主体として、社会の一員に含まれるような共生社会を目指すということで、改正をされたというふうに認識をしておる次第であります。

国とか県の動向を見据えまして、本町の教育では、そのようなことから学校支援員の問題をとらえまして、配置基準、あるいは増員の件、またあり方そのものにつきましても、学校現場の状況に応じた学校と連携し、検討を進めたいというふうに考えております。

精力的な情報収集に努め、貴重な御意見を伺ったというふうに思っております。確かに議員のおっしゃるとおり、支援員がふえるということにつきましては、学級担任にとりましては、1時間の授業を展開する上で大変助かるだろうということについては、容易に推察をする次第であります。しかしであります。他の自治体の状況につきましては参考にしながら、町独自の連綿と続いております教育施策への流れの中で考えていきたいと思っております。共生社会に生きる子供たちが育つ人的環境づくりとしまして、本町では、給食に携わる人、あるいは図書館に携わる人、あるいは少人数やT Tに携わっている先生、事務にかかわっている方、あるいは相談員等々を町費で充当しているところでありまして、学級担任のみならず、このような人的環境が本当に複雑に絡み合っていて、その中で子供たちは育っていくというふうに考えております。

そのような観点から、いま一度現場との連携を深めまして、何が大事であり、何を優先すべきかをよくよく検討し、支援員の問題をとらえていきたいと思えます。教育予算全体を考えると、1人あたりに換算しまして、本町、他の近隣市町と比較しましても引けをとらないような状況にありますので、今後、一層教育行政の充実に頑張りたいものであります。以上です。

(4番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 伊藤議員。

4番(伊藤 浩君) ありがとうございます。よく理解できています。

最後に言いたいと思えますけれど、学級の人数が何人になろうとも、このような一斉指導が困難で、授業の中断を余儀なくされるような子がいた場合は、やっぱり授業は進めていけませんので、ぜひそれをお願いしたいと思えます。

最後に、私の考えを述べたいと思えます。私は、このような学校支援員増員という人的環境整備が整えば、今以上に教職員も元気になり、授業に打ち込め、子供への密着指導も十分にでき、必然的に教育効果も上がり、児童・生徒が伸びる、地域に信頼される学校に一步近づくとと思えます。ぜひ善処していただきたいと思えます。

教育委員会におかれましては、先ほど教育長さんが申されましたように、各学校で、支援員と担任が十分連携できるような体制づくりが確立されるよう働きかけをお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長(倉知敏美君) それでは会議の途中ですが、14時30分まで休憩といたします。

(午後 2時21分)

議長(倉知敏美君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

酒井 廣 治 君

議長(倉知敏美君) 続いて、酒井廣治議員。

12番(酒井廣治君) 12番議席の酒井廣治です。

議長さんの御指名をいただきましたので、通告に従いまして御質問させていただきます。

今回の一般質問の事項は、2項目にわたり質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、旧大口北小学校跡地の利用検討の推進についてお尋ねいたします。

校舎を初め各種の遊具などの撤去の工事も進み、整備が進むにつれて周りから眺める景観もさま変わりしていく過程では、旧北小学校を巣立った方々の昔話がところどころで聞かれる。

大変好ましく思っていました。私も、昭和30年に卒業した一人ではありますが、旧北小学校の校舎も撤去工事、跡地の整理が終わり、周りの砂防ネットも施され、風による砂対策もされていただいています。整備が完了いたしました。本年6月の時点では、さきの予算の中にもありましたとおり、町の普通財産に移りました。町内でもこのような屈指の大きな保有地となりましたが、最近では、住宅地の中にこのような広い空き地ができたが、どのような施設をつくるのか、どのように活用されるのか、どのように利用されるのか、月日によって多くの町民の方から問い合わせがあるわけです。

また、今般の定例会の中においても、同僚議員の方からいろいろな形で質問をされたかと思えます。それぞれ質問に答弁をいただいておりますが、これも、この旧北小学校跡地の活用に対して、いかに町民の皆さんが興味を持っていただいているかということにほかならないかと思えます。質問も重なる場合もあるかと思えますが、お許しをいただきまして、通告に従いまして質問に移りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目、北小学校移転後の跡地の活用について検討されたかと思えますが、検討経緯について、その状況をお教え願いたいと思えます。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、旧北小学校の跡地利用に関しまして、検討の経緯を御説明させていただきます。

旧北小学校の跡地利用に関しては、移転決定の際に、学校移転後としたことから、昨年10月に役場の中の職員による研究会を立ち上げて、暫定利用等を決めた後、本年7月からプロジェクトで本格的な検討に入っております。現在はそういった状況にあります。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） ただいまの答弁の中に、10月にいろいろ研究会を立ち上げて、ことしの7月からプロジェクトを組んだという御答弁でございましたが、今そのプロジェクトとはどんなふうな状況でございますか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 現在、プロジェクトの中では、庁内で、まずはどんな利用方法があるのか、利用したいのかという意見聴取も行っております。また、全体的な恒久的な跡地利用としましては、住民の意見を聞いて決定していこうという基本的な考え方がありますので、住民からの意見の聴取方法等について、現在検討している段階であります。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 今、町民からの意見等々を聴取して検討するというような御回答でございますが、こうした町民からの意見等を聞かれるということですが、どういう段階で、どうした方法で知らせるのかということは検討されておりますか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 先ほども申しましたように、現在プロジェクトにおいて跡地利用の素案と利用方針の決定方法を検討中であり、現在、折々経営会議に諮った後、議会に報告して、議会の意見も伺う予定であります。住民の皆様方には一定の段階ごとに、その経過を広報やホームページでお知らせしたいと考えております。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 今、総務部長さんからの御説明で大体の意図はわかったかと思いますが、このような大きなものが町内にできるということは、やっぱり町民の皆さんが関心を持たれるわけですね。こうした場合には、早急に対応していく必要が行政にはあるのではないかと思います。私の思いでは、来年の3月には必ずできるような御努力をお願いしていきたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

2点目についてお伺いいたしますが、校舎の撤去にあわせて、小口城址の遺跡調査が行われたかと思えます。その結果につきましては、資料館等々に出た案内を見させていただいたかと思うんですが、今後、先ほど話がありましたように、プロジェクトを組んで、どういう方法で使っていくかということを検討される中に、今後、整備しようとした場合に、その遺跡の跡については、何か影響があるのかどうか、わかる範囲で結構でございますから、御説明をお願いいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 校舎解体後、歴史民俗資料館において試掘調査を行っており、現在、その成果の取りまとめ中であります。基本的には埋蔵文化財があるという土地でございます。ですから、今後何らかの施設を建設するようなことがあれば、本格的な調査が必要になることが想定されます。すなわち基礎を打つような建物等をあそこに建設しようとするれば、本格的な調査が必要ということは、費用と日にちがかかるということになるかと思えます。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 建物等々をやられますと、いろいろ基礎工事だとか、あるいは地籍調査をした場合に、いろいろな問題があるかと思いますが、グラウンドにもいろいろありますけど、ソフトボールがやれる程度、あるいは軟式がやれる程度、あるいはグランドゴルフができ

る程度の整備環境であれば、今後、それを利用するに関しては整備の必要がないと理解してよろしゅうございますか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 現在、整備させていただいたのは、あくまでも当面の暫定利用で、今議員が御指摘されたようなソフトボールとか、小グラウンド的に利用する状態で、現在整備させていただいております。これは、もともと小学校でありましたので、校庭開放で利用させていただいていた程度の利用は、当面の間とはいえ使っていただこうと。ただ、この当面の間が、先ほど今年度中にめどをつけてほしいという話もありましたが、先ほどの埋蔵文化財の問題等もありますので、そうそう簡単に1年、2年で最終的な利用方法が決着できるとは考えておりません。そのために数年はかかるだろうということで、当面の整備を多少の費用をかけて、空き地利用ができるような状態に整備させていただいたということで御理解していただきたいと思います。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） ありがとうございます。今、御答弁いただきましたことをよく肝に銘じるというんですかね、やっぱり町民の方にわかるように暫定的に、早急に利用できるようにひとつ御決定をお願いしていきたいと、こういうふうに思います。

続きまして、3点目の質問になりますが、今のお話にもございましたけど、跡地利用につきまして、現在は現場へ行って見ていただくとわかるかと思いますが、この前の質問にもございましたが、草が若干生えていて、使えるような状況ではないかと私は思っておりますけど、今後使えるような状況にするためには、せっきくの町財産を有効に使う方法を考えるのが行政の仕事であるかと私は思いますが、その跡地利用について、現在のところ、何かこうして使っていきたい、こういうふうにしっかりやっていきたいというような計画があればお教えいただけたらありがたいかと思っております。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 将来的な計画の予定は全くございません。地元で説明にお伺いしたときも、地元の方から分譲にしまうのかとか、マンションが建つといううわさがあるとか、そういう話もありまして、確かに関心が高いことは事実でございます。しかし、大口町としては、あれだけまとまった行政財産を今すぐ処分する気はもちろんございません。そのために暫定的な利用方法で整備させていただいて、質疑の中でも、地元からも早く子供たちにキャッチボール等の広場として使わせてほしいという要望があったものですから、補正予算で上げさせていただいて整備したところ、質疑でも出たとおり、実際の開放がおくれておりましてまこと

に申しわけございませんが、当面、町として現在のところは、どういう計画というのは全く持っておりません。そのためにプロジェクトを決めて、恒久的な利用方法を検討していくという段階ですので、よろしく願います。

(12番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 酒井議員。

12番(酒井廣治君) ただいま御返答ございました暫定的に利用して、検討はしていないというお考えでございますが、実は、私が思っておることを言いますけど、たまたま今、そういう遊び場所が非常に町内は限られているわけなんですね。子供さんにしたって、近くへ行く人もあれば、遠くの人もあると思うんですけど、できれば近くの小学校の子供さんがソフトボールができるように、あるいはグランドゴルフの人がグランドゴルフをやれるように、聞くところによると、中小口のグランドゴルフの方は、上小口のグランドゴルフ場を借りて、お金を払ってかどうか知りませんが、そういうような利用方法をされておるといようなお話でございますが、早急にグランドゴルフ場に使えるような体制をつくっていただきたいかなあと思うわけです。それについては、その管理方法等が非常に難しいかと思えます。ですから、先ほどプロジェクト等がありまして、管理方法はどうするのか、どうやって使うのか、どんな方法で使うのかと。いわゆるプロジェクトをつくってお話をされるかと私は想像しますが、あれだけの財産であれば、あるいは指定管理方法をとって、今使っているウィル大口を使ってやるだとか、そういう方法を早急に打ち出して、有意義なグラウンドに使ってほしいと。ということは、先ほど総務部長様のお答えがありましたけど、やれ町営住宅をつくれだとか、やれ老人施設をつくれだとか、そういう声を時々聞くわけなんですね。ということは、大口町の真ん中にあれだけの広大な土地があればだれでも気がつくことなんですね。だれが見たって不思議に思うことですから、町としての対応を早く進めていかなきゃならないかなあ、私はこういうふうに思いますから、その点、総務部長さんはどう思いますか、よろしく願います。

議長(倉知敏美君) 総務部長。

総務部長(小島幹久君) 今の御意見は、あそこの場所をスポーツ施設としたらどうかという一つの御提案かと思えます。もちろんそういった枠も当然ありますし、まだ、これは個人的な意見ということで聞いていただきたいと思えますが、例えば建物を建てようと思うと、どうしても埋蔵文化財の調査で、膨大な費用と時間がかかるという話であれば、公園整備として、城址公園の延長として使う手も一つの方法ではないかと。そういった多面的なことをこれから私どもプロジェクトの中で、住民の皆さんの意見を吸い上げながら検討していきたいというふうに考えておりますので、ひとつ御了解をいただきたいと思えます。

(12番議員挙手)



議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） ありがとうございます。非常に私的な意見を申し上げましたけど、旧北小学校は長いこと学校運営されて、いろいろ問題があったわけではありませんけど、有効に、私は北部にありますが、北部のことしかわかりませんが、南の方にも有効に使っていただけるような利用価値の方法を決めていただくように早急をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、大口町の公共施設の耐震の状況でございます。

3月11日に起きました東日本の大震災について、耐震の問題等々、非常にクローズアップされて、いろいろ問題が出てきたと思うんですが、私も議員になったばかりにJアラートにつきまして、19年の9月に御質問をさせていただきましたけど、あれからJアラートもいろいろ変わってきて、また予算も組まれて、放送内容が変わってきたと思いますが、3月11日に発生しました東日本大震災、未曾有の被害が発生しました。いまだに復旧がなかなかできない地域がたくさんあると、連日マスコミで報道されておりますが、一部の避難所を除き、8月をもって避難所を閉鎖しましたという報道があります。あるいは自衛隊が逐次撤退をするというようなことが連日マスコミ等々で報道されておりますが、一方では、先ほど申し上げましたように、地域によってはがれきが依然として進んでいないところがあるわけなんですけど、そうした中で、大口町では震災直後からいち早くいろんな形で町民の皆様方、あるいは丹羽青年会議所、企業の方等々が力を注いでいただきまして物資の支援、そして、社会福祉協議会においては、現地への復興サポートが行われました。これの活動状況はホームページ等々で拝見させていただきますと、大口町の力強さが町民に訴えられたかなあと、こういうふうに私は思っております。

また、先日の全員協議会の中でも、町長より、今後とも支援を続けていくという強いお言葉をいただきました。議員として、あるいは私個人としても、この大口町の取り組みに対しては、敬意を表するものであります。

さて、そうした中で、この大口町に目を向けてみますと、この地域は、今後30年の間に、東海・東南海・南海の連動地震が87%を超える確率で発生するだろうというふうに報道はされておりますが、地震はいつ起きるかわかりません。起きたときの被害を最小限に抑える努力は必要かと思えます。特に被害の中でも、私は、人的被害を最小限抑えることが最優先であると考えておるわけなんですけど、この大口町内におきまして人的被害についての質問ですが、いわゆる人が集まっている可能性が高い場所、例えば大口町内は施設がたくさんあります。その施設についてちょっとお尋ねいたします。

平成22年度に役場の耐震工事が終わりました。それから、町内のすべての小学校は、先ほどもお話がございましたが、学校整備をしていただきまして、24年3月末をもちまして、南小学

校の完成をもちまして、小学校、あるいは中学校については、耐震、子供を日中預かるという観点から完了されると聞いています。そこで、残る施設はたくさんあると思うんですね。

1点目として町民会館。それから、2点目は健康文化センター。3点目は中央公民館等の役場の施設等々があるかと思うんですが、町民会館、健康文化センター等々は何年に建ったかなあ、どこが建設したかなあと、興味深く定礎を見てきましたら、これは耐震になっているんだなあと思うんですが、中央公民館について若干お聞きしますが、調べたところによりますと、まだこの中央公民館については、耐震工事がどうもなされていないような記憶になるんですが、その点についていかがでございましょうか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 本町の公共施設の耐震状況の御質問、とりわけ中央公民館への質問ということですが、平成7年に耐震改修促進法が施行され、既存の建物のうち、特に多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の所有者は、建築物は現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう、耐震診断や改修に努めることとされているところであります。議員御指摘のとおり、町民会館や健康文化センターに関しましては、昭和56年の建築基準法が改定され、それ以前のものの耐震診断等が必要ということで、それ以後のものは耐震設計がなされているという前提で、町民会館、健康文化センターについては、昭和56年以降、いわゆる新建築基準法によって建てられたものということで、耐震性能はあるというふうに私どもは認識しております。

ところで、中央公民館についてはそれ以前のものでございます。本町の公共施設の耐震状況ですが、町民会館、健康文化センター、温水プールについては、いずれも先ほど言ったように、56年以降の新基準ということで、問題ないということで、中央公民館については54年に建築されていますので、平成7年に耐震診断を実施しております。この時点で、当然補強を必要とするという判定が示されております。改修方法は、集会室の室内に壁を設置することで耐震性が確保されるとされていましたが、集会室としての機能を確保したものではありませんでした。実は、この平成7年に耐震診断をしたというのは、私自身防災担当にありましたので、愛知県建築住宅センターというところ、阪神・淡路大震災を受け、少なくとも避難所だけは大丈夫かという話が出まして、平成7年に集会室の耐震診断を申し込み、その結果を私自身その担当者から結果を受領し、どうしたらいいかと。実際、どうしたらいいかというところまでは、このセンターの範疇ではないんですけれども、実際、私どもは素人ですのでわかりませんから、どうすればいいのという話をお聞きしたところ、中央公民館につきましては、図書館、それから老人福祉センター、中央公民館という複合施設で補助金をいただいて建築していると。それぞれの施設のつなぎ部分、とりわけ集会室と本体部分等のつなぎ部分がやはり弱いという話も

そこで伺っています。また、集会室としましても、壁等、あるいは補強するためのアングル等を入れるということになれば、やはり暗くなったり、使い勝手がどうしても悪くなりますねという話は聞いております。その段階で、とりあえずは耐震性がないということで、避難所としての機能は解除しました。

ここに来て、今回の東北の大震災もあつたりしましたが、実は、中央公民館、いわゆる集会室というのは、避難所としては非常に有効な場所なんです。「憩いの四季」等のふろもありますし、そこを避難所にできないというのは、やはりもったいないという話もありまして、最近では、耐震改修の工法が発達してきておりますので、その施設の機能を確保した工法がないか、再度、当時の耐震診断を行った愛知県建築住宅センターの方へ担当課の方が相談しております。ですから、今後耐震化を進めていかなければならないかなと考えております。

また、平成20年3月に、大口町の耐震改修促進計画を策定しておりますが、やはりそこでも中央公民館に関しましては、平成27年度までに耐震を実施するというような計画も上がっております。そんな中で、愛知県住宅センターの方へ相談に行ったりもしているわけなんです。ですから、今後、耐震化を進めてまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

(12番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 酒井議員。

12番(酒井廣治君) 今、御答弁をいただきましたが、一連の流れの、なぜ私がこの中央公民館について質問をしたかと申しますと、地震はいつ来るかわかりませんが、避難場所としては解除されたということでございますが、中央公民館の避難場所として使える方法は、先ほど老人施設におけるふろの利用等々お話を伺いましたけど、あそこは町の中央ぐらいになるわけなんです、はっきり申し上げますと。そうしますと、あそこは避難場所としての設置は今ないとおっしゃいましたけど、中央公民館をしっかりと耐震をしていただければ、町民皆が安心できるかなあと、こういうふうに思うわけです。ただ、今お話がありましたように、平成27年ごろまでにはめどを立ててやりますよと、いろいろ財政のこともありますし、予算のこともあります。早急にやっていただくように願いをしていきたいわけなんです、実は、先ほど起きました紀伊半島の豪雨におきまして、あそこは雨が降ったり、水が降ったりいろいろかかる。この地域におきましては、そういう事情はないかと思うんですが、私さっき見ておりましたら、避難場所も各学校だとかそういうところになっておりますけど、非常に距離が長いのですから、この近くの人があそこへ寄れるだとか、そういうような対策を練っていただくために、避難場所と防災をきちっとしていただきまして、耐震をしていただきまして、避難所になるようにお願いをしていきたいと、こういうふうに思います。

それでもう一つは、各地区にあります学共を初めとした集会施設についてお尋ねいたしますが、今、現時点においては、学共等々が町内にはございます。その学共についてはどんなものでございますかね。その他公の施設についても結構ですが、お願いいたします。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 各地区の学共を初めとした集会施設の耐震状況ですが、まず秋田、外坪、河北、余野、上小口、竹田の各学共及び中小口地区コミュニティーセンター、さつきヶ丘集会所につきましては、先ほども申しましたように、昭和56年以降の新基準で施工されていますので、耐震性能は確保されていると考えております。

次に、昭和56年以前の旧基準により施工された大屋敷学共につきましては、平成16年に耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準と同等以上の耐震性能が確保されていると判定されております。同じく昭和56年以前の旧基準により施工された学共のうち、豊田、二ツ屋、下小口学共につきましては、補強を必要とするという判定が示されました。これも15年、16年にわたって診断を依頼しましたが、結局三つとも補強が必要という判定が出ておりますので、その後、耐震改修を実施しております。

これによりすべての学共及び集会施設につきましては、耐震性能は確保されております。また、地区の施設と県の施設、垣田の集会施設とか、大口町が補助金を出して、お地元が設置された地区の施設といいますが、そういったものについては、調査の対象外ということで御理解いただきたいと思っております。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 今、学共については御説明がありましたとおり、全地域にあります学共は、耐震は完了しておると解釈してよろしゅうございますね。

ちょっと余分に話がそれで申しわけないですが、今、学共というのは避難施設にはなっていないかと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 今の現時点では、学共等につきましては、避難所としての指定はしておりません。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） 今、協働部長から御返答がありました、避難所としては指定しておりませんという状況でございます。

ところで、私が一つ聞きたいのは、学共は、いずれは避難所に指定していただけるだろうと

思うんですが、最近は、万が一起きた場合、下小口、あるいは中小口を例に挙げてはいかんですけど、中小口だとか下小口地区の方は、旧の北小学校の体育館へ避難してくださいというのが避難場所だと私は認識しております。若い人ばかりならいいんですけど、最近はずいぶんの人だとか、あるいは身障者の方だとか、そういう人が非常に高齢になって目立つのが非常に多いかと思うんですね。そういう人を例えば避難させようとなる場合、自分が避難する前に、そういう人を避難させることが必要じゃないかなあと、宿命じゃないかなあとっておるんですけど、今、学共等が身体弱者に避難所として適用されるような検討等々はされておりますか。

議長（倉知敏美君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 町民安全課を通しまして各区長さんの方に、学共を避難所として活用できるものかどうかというような意向調査等はやらせていただいております。そういった中で、今お話がございましたように、高齢者の方や障害者の方、いわゆる距離が遠いところを行けない方につきまして地元の学共を活用する、あるいは、今お話がありました中での、地震だけじゃなくて、風水害のことも考えなきゃいけないわけでございますので、そういった中で、今後検討されると思われるのが、やはり地域の中で、例えば風水害であれば、民間建物等も含めた中での避難所設定というものも考えていかなきゃいけないだろうと。ただ、今、公共施設だけが避難所という認識から、今回の震災等を受けましても、やはり大きいところでいきますと、お寺も避難所で避難したというような話もございます。そういった中で、近くで安全を確保できる場所という考え方をいたしますと、公共施設だけに頼るというんじゃないで、再度そういうことも見直しをかけていくというような段階かと思っております。以上です。

（12番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 酒井議員。

12番（酒井廣治君） ありがとうございます。今、御回答がありましたとおり、今後進めていただくようお願いいたします。

それから、最後の質問になりますが、これからの世代が、大口町を背負っていくお子さんがたくさんこの町内にはお見えでございますが、小さな子供さんたちが通う町内には、四つの保育園がございます。そして、私立ではありますが、町内には2幼稚園があります。私は、その耐震状況は、まだちょっと勉強もしておりませんが、町内の4保育園と二つの私立の幼稚園がございますが、その耐震状況についてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、保育園と幼稚園の耐震状況について御説明させていただきます。

南、中、西の各保育園及び西、南、北の各児童センターにつきましては、昭和56年以降の新

基準で施工されていますので、耐震改修促進法に規定する耐震性能は確保されております。

北保育園につきましては、昭和56年以前の旧基準により施工がなされておりますので、平成16年に耐震診断を実施し、その結果、現行の耐震基準と同等以上の耐震性能が確保されていると判定が出ております。

また大口幼稚園は、平成21年に耐震補強工事が行われたようでございます。これは、ホームページ等で確認できる内容でございますけれども、耐震補強されたそうです。ラ・モーナ幼稚園につきましては、もともと町の施設でありまして、昭和56年以降の新基準で施工されておりますので、問題ないかと考えております。これによりすべての保育園、幼稚園等につきましては、耐震性能が確保されておると考えております。以上です。

( 12番議員挙手 )

議長(倉知敏美君) 酒井議員。

12番(酒井廣治君) ありがとうございます。今、回答をいただきました町内の4保育園、それから2幼稚園については、耐震の対応がしてあるという回答でございました。これで親御さんも安心して保育園、あるいは幼稚園に通わせることができるだろうと解釈しております。

ある程度は、今お答えいただきました耐震状況については理解できました。一たん災害が発生すれば、公共施設の情報を掌握して、防災情報としてつかんでおくことが必要ではないでしょうか。このたびの東日本大震災も、ある人は1,000年に1回だとか、こんなようなお話をされていますけど、我々も「備えあれば憂いなし」という言葉がありますが、私たち議員、あるいは行政も安心・安全で暮らせるまちづくりに一層邁進していきたいと思っておりますから、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

大 島 保 憲 君

議長(倉知敏美君) 引き続きまして、大島保憲議員。

6番(大島保憲君) 6番議席の大島保憲でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

多少、初めてということで緊張しておりますので、めがねをかけて読ませていただきます。誤字がないように失礼させていただきます。

大きく分けまして三つの質問をお願いしております。

まず一つ目としましては、ライフラインの整備とこれからの進め方についてお尋ねをしたいと思えます。

大口町の中で、非常に大きな動線としてあります国道41号線、名濃バイパスの件でございま

すが、名濃バイパス、それから名濃道路の建設整備促進についてお伺いをしたいと思います。

御承知のように、国道41号線は、村中の交差点、小牧インターのすぐ北でございますが、平成22年10月に立体交差をして、多少交差点の渋滞は緩和されたわけでございますが、それより北、大口、犬山にかけましては、相変わらずの渋滞でございます。というのは、小牧のインターまでは6車線で来ておりますが、村中交差点から北につきましては、実は暫定4車線、計画ではもちろん6車線の用地が確保されておるわけですが、現在は4車線でございます。特にまた、大口町の町内では主要な交差点が横断しております。ここの横断をするのに非常に時間がかかりまして、あるいは大口町の中で車が移動する、横断をすとか、あるいは可児方面、あるいは名古屋、小牧方面へ行くというときに、この交差点につきましては、激しい渋滞を朝晩繰り返しているということでございまして、通勤はもちろんのこと、町内の企業でありますとか、あるいは41号線、特に大口町内もそうでございますが、物流産業への影響が非常に多くて、一刻も早い6車線化と高規格道路名濃道路、名古屋高速11号線の延長を早期に実現する必要があると思われま。

特に名古屋高速11号線は、小牧北出口を出たところで名神からの車、あるいは北上する車、名古屋高速を通ってくる車と、ここで物すごい渋滞が起きております。これは日常茶飯事に起きておりまして、これはいずれも短い区間の中で、3方向から車が入ってくることによって、渋滞が起きるわけでございますので、この渋滞を解消するには、小牧北出口を村中交差点より北側へ持ってこれば、少しは高速の車は通り越したところでおるわけですから、このためには名濃道路と2階建ての道路が早急に必要になってくるわけですが、実は6車線にしてから、名濃道路の設備、高規格道路を建設するという前提条件がありますので、何とか現在の名濃バイパスを6車線にするということが非常に必要であるかと思っております。この計画の中には、大口のインターですとか、あるいは江南インター、扶桑インター、犬山インターと、こんなような仮称のインターの構想もありまして、この渋滞を解消するにはまず6車線化をするということが第一前提であるかと思います。

ちなみに、さくら病院のところで朝晩の信号の状況を見ますと、41号線の青信号は2分間ぐらいあるんです。横断するために41号線が赤になって、今度は大口町内を横断するとなると40秒ぐらいしかないです。3倍ぐらい幹線道路の方が早い。その40秒ぐらいの間、矢印が出るのは5秒から10秒、相手から車が入ってきますと、もう3秒ぐらいの間で渡らなきゃいけない。こんなことが非常に渋滞をする原因でございます。

町内からはこんな声が聞こえてきまして、自宅から犬山の工業団地へ通勤している方がいらっしゃいますが、40分かかると言われるんです、自宅から会社まで行くのに。横断で20分から30分かか。こういうのが毎日のようなことだということがございます。それから、横断をし

たり、あるいは特に可児の方へ通勤をされる、最近では可児の方へ通勤される方が非常にいらっ  
しゃいまして、そういう方はどこを通るかといいますと、県道岩倉大口線、あるいは桃花台線  
のところから農道を走りまして、41号線にあります川喜だとか、あるいは名光急送の出口を使  
いまして、農道を走って41号線に出て、それで北上するというようなところがございます。こ  
ういうところは、多分ほかにもたくさん裏道横行というものが進んでおりまして、何とか早い  
段階に41号線の6車線化を進めていきたいというふうに思っております。

ちなみに、名濃バイパスが暫定4車線で開通したのは、昭和44年と聞いております。以来36  
年かかっておりますので、もう用地は確保されていますから、先ほども申しましたように、6  
車線化するというのが基本的には常識かと思えます。

それから、もう一つ愛知県内の交通量のベスト5と言いましょか、その中に41号線がどれ  
くらいに入っているかといいますと、高速道路は抜きますが、愛知県の中で愛知国道事務所が  
調べた、これちょっと古いんですが、平成17年の交通量調査では、名四国道（23号線）、伊勢  
から名古屋へ行く道路ですが、これが12時間当たりの平日の通行量で8万8,000台、2位がど  
こかといいますと名岐バイパス、これは名古屋から一宮を通過して岐阜へ行く道路、これが5万  
5,500台、3番目に41号線が入ってくるんです。41号線が5万4,000台。その次に多いのが19号  
線、これが5万台。いわゆるベスト3に入っているような、高速道路は、例えば東名阪ですと  
か、あるいは最近あります名四の伊勢湾岸道路、こういう有料道は除きまして、一般道でこれ  
くらい。名岐バイパスの方はもう既に6車線化が完了して、高規格道路も一宮を越したところ  
まで進めようというような話になってございます。

そういう中で、41号線は地域の皆さんが静かなところでございますが、そこで御質問をさせ  
ていただきたいと思いますが、2市3町でつくる名濃バイパス建設促進期成同盟会というのが  
あると。これは、大口町も参加して盛んに御意見を出していただいていると思いますが、何か  
非常に静かなような気がします。最近では、21年度に道路特定財源が一般財源化されて、高速や  
幹線道路の整備がなかなかできないというようなことで、あきらめているわけにはいかない要  
素がございまして、大きな声を上げて、ぜひ41号線の6車線化、将来に向けては高規格道路を  
ぜひ進めていただきたいと思いますが、この期成同盟会の動きと2市2町、あるいは3町と言  
いましょうか、これは犬山市、江南市、大口町、扶桑町、それから豊山町が入っているかと思  
いますが、これらの首長との連携と言いましょか、そんなものがどうなっているのか、内容  
につきましてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 名濃バイパス、名濃道路の建設整備についての活動状況並びに現在  
の状況、そういったことの御質問をいただきました。



まず初めに、整備促進についての活動状況ということでお話をさせていただきます。国道41号線小牧インターチェンジ以北につきましては、以前から朝夕を中心に渋滞が問題となっていました。近年、名古屋高速道路小牧北口の開通や物流施設などの進出により、朝夕を問わず慢性的な渋滞を引き起こしています。そのため、通勤帰宅時間になると、本町を含む周辺市町では、渋滞を避けるため生活道路への通過車両の増加により地域の安全を脅かしており、早期に対策を講じる必要があると考えておりました。その活動としましては、先ほどのお話にも出ましたように、愛知県内及び岐阜県内の関係市町で組織する名濃バイパス促進期成同盟会で、中部地方整備局、それから国土交通省、財務省及び地元選出国會議員に対しまして、小牧市村中交差点以北の6車線化と小牧インターチェンジからの東海環状自動車道美濃加茂インターまでの地域高規格道路への計画路線への格上げを毎年要望しております。また、4市2町尾北地区広域交通網対策連絡協議会でもこういった要望をしております。

その進捗状況、見通しについてであります。まだまだその要望はかなえられませんが、平成21年度には新宮二丁目の交差点の犬山方面における左折レーンの設置、また平成22年度には、先ほどもお話が出ましたが、小牧市村中地内において国道155号を立体化するという工事が行われました。また、昨年12月には、愛知県全域において都市計画区域の見直し等が行われたことに伴い、今まで決定がされていなかった都市計画において、車線数を6車線という決定がされました。

こういった進捗状況ではあります。抜本的な渋滞解消にはなっておりませんが、今後につきましても、本路線は愛知県の緊急輸送道路に指定されており、災害発生時には緊急車両や支援物資の搬送等、大変重要な役割を果たす路線であります。また、先ほどもお話がありましたように、南北交通軸としての名古屋市、尾張地域、岐阜県を結び中部圏における大動脈路線と位置づけられていることから、6車線化、東海環状自動車道への美濃加茂インターチェンジまでの地域広域化道路の整備促進については、今後も国の関係機関等に対し積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、先ほどこの期成同盟会の首長の連携が弱いんじゃないかというような御指摘もございましたが、先ほどの東京への要望活動につきましては、美濃加茂市長が会長でありますので、先頭に関係市町の首長並びにそういった代理の者であります。要望活動をしっかりしておるところでございますので、御理解をお願いいたします。また、ここにお見えの議員の方のお力もいただきながら、さらに強力に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

議長(倉知敏美君) 大島議員。

6番（大島保憲君） 順次進めていただくのは非常に結構でございます。静かにしていて、期成同盟会があっても、なかなか活動がされないというようなことでは困りますので、ぜひ積極的に他市町と連携をとりながら進めていただきたいと思います。

私も名濃バイパスをよく利用するんですが、小牧から犬山の五郎丸のあたりまでに関しましては、やはり早急に整備をしなければいけないというふうに常々思っております。ところどころに、名濃バイパス建設促進期成同盟会として、6車線化、あるいは五郎丸までの高規格道路の建設推進というような看板でも立てていただいて、地元周辺の皆さんにも周知して、そういう運動をすることによって、底辺から希望、あるいは要望が出ているんだということを考えていただくようなことを期成同盟会の中で大口町からも発言していただき、あるいは大口町の議会の中でそういう要望も出たというようなことで、ぜひ進めていきたいというふうに思っておりますが、その点はいかがでしょう。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 今の御意見でございますが、先ほども言いましたように、促進期成同盟会といったものがございます。その中にも幹事会というものもございまして、そちらの方で、大口町での提案があるということは、意見として出してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6番（大島保憲君） 要望の仕方はいろいろあると思います。国土交通省、あるいは愛知県内の国道を管轄します愛知県道事務所、こういうところへ陳情したり、あるいは国会議員のもとへ陳情したり、いろいろ方法はございますが、よく道路を走っていると、何とか橋建設推進ということで、何町かの市町の期成同盟会みたいなところでそういう完成図みたいなものをつくって、地元からの要望があるというようなことでアピールしていく方法があるもんですから、ぜひその辺のところは、一度そういう幹事会の中でも声を出していただいて、皆さんの御同意を得られればその方向で進めていただくと非常にいいのかなと。特に6車線化については、用地は確保されておるもんですから、道路建設、あるいは舗装工事になるわけですので、計画については6車線化と明文化されたというようなことでございますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入りますが、県道小口岩倉線の工事の予定についてであります。

西小学校から西、江南市の境までにつきましては、用地が確保でき次第工事にかかるというようなことで従前からお聞きしていますし、昨年度の地域懇談会でもそんな回答がなされております。地元では、草は生え、道路用地だけは確保されているのに、何で工事が始まらんだと

というようなお尋ねがたくさんございます。特にヤマザキの前あたりは、西小学校への竹田地区の通学路ということもありまして、一刻も早く安全な歩道の整備を進めてほしいというふうに思います。

また、江南市から県道を伝って大口町、あるいは大口を渡って犬山市へ通勤される方たちは前野の交差点を避けて、江南方面から計画予定地のところを砂利道を走って、ショートカットして、裏道通行が横行しているということもございますので、用地の今の状態と言いましょか、確保の状況と工事のこれからの進め方、これは県の事業ですから、勝手に大口町で23年度にやります、24年度でやってしまいますとは言えないかもしれませんが、少なくとも県道の分の大口町の工区につきましては、単年度でスピーディーな工事をしていただくような要望をしていきたいと思いますが、実情はどうか、お聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 県道小口岩倉線の整備についての御質問をいただきました。

この路線につきましては、青木川放水路の工事も予定されておるために、現在、道路の南側部分を先行して進めているところであります。幅3メートルの用地につきましては、今年度中に全線整う見込みとなりました。

このことから、県は事業効果を実現するために、南側部分の歩道設置工事に引き続き入って、順次整備をしていくことを予定されておるということ聞いております。

どこから整備をするかということにつきましては、先ほど議員からもお話がありましたように、通学路等における児童・生徒の安全確保に配慮し、竹田一丁目交差点、これはマザック東側の交差点になりますが、その付近から着手していただくように、県には強く要望してまいりたいと考えております。また、北側につきましては、南側の工事進捗にあわせて、今後、県並びに地権者と協議していくという予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6番（大島保憲君） ありがとうございます。県の工事スケジュールに惑わされなく、大口町の管内でございますから、大口町がイニシアチブをとりながら、主導していくような工事の進捗をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それから、今お話が出ました青木川の放水路の件でございますが、実は大口町の中はまだつながっていないんですね。昭和川の調整池、いわゆるヤマザキ運輸のところから奈良子川の調整池までの間がつながっていないというふうに聞いております。この青木川放水路というのは奈良子川の下流域、あるいは昭和川の下流域で、非常に道路冠水だとか、あるいは五条川に流入するところでは床上・床下浸水の心配もあるところでございます。これも、実は県の事業

というふうでございますが、大口町内の浸水被害の心配から解放されるためには、ぜひこの青木川の放水路の工事が迅速に、スピーディーに工事が始まることを期待しておりますが、現在、調整池はつくって、調整池の水は奈良子川へ流れていくというようなことにはなりますが、時間調整だけが行われることになってはいますが、もともと青木川の放水路というのは、降った雨量の何分の1かを青木川の放水路を通して、木曽川へ流下させるという工事でございますが、名鉄線の下をくぐるような工事が進められているわけですが、大口町だけがまだ進められていない、調整池は別にしましてですね。扶桑町なんかでは、名鉄自動車学校の線路沿いのところをどんどんこどもこ工事が進んでおりまして、なぜ大口町は進まんのだというような疑問を持っているわけでございますが、大口町は声が小さいから工事をなかなか県もやってくれんと、こんなふうに理解をせざるを得ないわけでございますが、この辺の青木川の整備工事について、工事計画がいつから始まるんだと。これは、今の県道小口岩倉線の工事とバッチングするわけでございますので、その辺の進め方について、わかっている範囲で御説明をいただきたいと思えます。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 事業については、いろいろと議員の方から御説明をいただきまして、繰り返しになりますけれども、この青木川放水路は新川上流域の慢性的な浸水被害を早期に解消・軽減するために、江南市の般若川、それから青木川、昭和川及び大口町内の奈良子川の洪水の一部を木曽川の方に放流するという地下放水路でありまして、事業着手は昭和56年度より建設が進められておりまして、どれだけ水量を持っていくかということではありますが、奈良子川からは毎秒3トン持っていくというような計画でございます。

整備状況といたしましては、昨年度から名鉄犬山線の横断部分の施工がされておりまして、犬山線の地下を地下水路を掘るためにシールドマシンというか、トンネルを掘って今施工しているという状況でございますが、それが今年度中には完成するというところでございまして、昭和川から木曽川までがつながり、平成24年の出水時から、昭和川の分水池及び青木川分水池から放水路に流れ込んだ水が木曽川に放流できるということになります。

今、議員の方からもお話がありましたように、今後の工事計画であります。昭和川から奈良子川までの工事区間は、県道小口岩倉線の敷地内、歩道部分というところになります。そこに水路を埋設していくというような工事でございます。

それに先立ちまして、県道小口岩倉線の道路工事を先にやって、青木川放水路は地下埋設水路になりますので、その後、地下部分で工事をするということでございます。青木川放水路につきましては、残りは大口町内約700メートルが残るというようなことになります。ここにつきましては、一日でも早い完成を目指し、犬山市、江南市、扶桑町、大口町の二市二町で構成

する地域の排水問題について協調して、国、県への要望を実施しております二市二町広域排水対策連絡協議会を通じ、今後も国、県に対し強力に事業推進の要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、11月20日の日曜日でございますが、今言いました江南地内の工事が完了いたしますので、その完了区間を見学会というようなことを予定しておりますので、またお時間が許せば、ぜひとも御参加をいただきたいと思っております。以上であります。

( 6 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6 番（大島保憲君） 今、お伺いをしました11月20日は、そのシールドの水路の中を見学する見学会を大口町からも参加を予定されるということであろうかと思いますが、そういう案内と言いましょか、広く町民の方にPRするすべと言いましょか、そんなのはどのようにされるのかお聞きしたいのと、実は、平成20年6月議会で、やはりこんなお話が出ていまして、そのときの御説明ですと、23年度から昭和川の調整池から奈良子川の調整池までの青木川放水路の工事が23年度からかかりますと、2年ぐらいで終わりますという答弁になっていますが、それは時点がずれて計画も少し違ってきたり、あるいは予算配分の枠が違って、そんな話になるかと思いますが、先ほどお尋ねしました時期はいつごろか、明確にお答えできませんでしょうか、工事の時期ですね。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） まず初めに、11月20日の日曜日の見学会のPRでございますが、10月広報で募集をさせていただきます。ただ、先ほど二市二町の広域連絡協議会の方で予定をしますので、大口町の割り当てが45名ということでございますので、定員になり次第ということになりますので、申しわけございません。

それから、20年6月議会のことをお話しいただきましたが、その後、いろいろ経済情勢、社会情勢が変化いたしまして、この青木川放水路の大口町内での工事についても、まだ県の方が明言をしていないところでありまして、県道の工事を先行し、そのでき上がった状況を見ながら青木川放水路の工事にも取りかかるというようなことでございますので、何年からというような計画が発表されておられませんので、申しわけございませんが、今はそういう報告しかできませんので、よろしく願いいたします。

( 6 番議員挙手 )

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6 番（大島保憲君） まだ計画が説明できるような時期ではないというふうに理解をしましたが、先ほどの県道小口岩倉線についても、あるいは青木川放水路の大口町地内の工事について

もできるだけ早い時期、昨今、この8月の豪雨、あるいはそれ以前の記録的な豪雨といいますが、最近新聞では記録的豪雨というようなことも言われておりまして、いつ降るかわからないような50ミリ、60ミリ、時間当たりの雨量、この前の新聞の報道では百十何ミリというようなのがございましたが、それだけ降った場合には、一刻も早く施設ができないと、被害が少しでも少なくなるような必要性もあるということですので、地元の皆さんには大変工事上の迷惑がかかったり、あるいは児童のために安全ということも考えなきゃいけないので、いつごろから工事にかかるというのをぜひ掌握していただいて、県、あるいは一宮土木あたりと詰めていただいて、時期を早い段階で地元の説明できるような方法をぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に移りたいと思いますが、次は、町内の道路の舗装の状況についてということをお願いをしたいと思います。

大口町内の道路につきましては、非常に舗装の状況がひどいというふうに私自身は思っております。他市町村からは、数年前までは大口町内の道路は非常にいい道路だというお話を聞いておりましたんですが、最近は、下水管をどんどんこんどこ掘って入れてきているということがございまして、町内の道路舗装が相当傷んでいるという実態についてお尋ねをしたいと思います。

下水の管を布設した後、道路幅全体を一緒に復旧したというところは比較的問題はないんですが、下水管を掘り起こしたその分だけ復旧したところ、仮復旧という表現なのか、本復旧なのかわかりませんが、非常に埋め戻しが早過ぎたのか、本復旧が早過ぎたのかよくわかりませんが、下水管の周辺の掘削した幅の分だけ復旧したときは、その周辺が非常にひどい状況になっております。こういうところをどんなふうに町としては考えていらっしゃるか、その舗装の実態につきましてお伺いをしたいと思います。また、復旧するに当たって、全面舗装をするというようなことを考えていらっしゃるのか、あるいは考えていらっしゃらないのか、お聞きをしたいと思います。

私の家の近くでも、そういう道路がたくさんございまして、手押し車で畑へ行くお年寄りがいらっしゃいますが、道路の路面に非常にでこぼこがあって、手押し車というのは輪っかが小さいもんですから、山を越え谷を越えという、そんなところであります。段差を何回も越えていけないといけない。帰るときは、とれた野菜をいっぱい積んで帰ってくるわけですが、それも山を越え谷を越えて、非常に困っていらっしゃるということで、嘆いている声を聞きます。

それから、毎年この10月には、各区から土木要望ということで、各地の舗装の要請があるわけですが、なかなかこの要望にこたえていただけないというようなことでございます。それで、応急処置をしていただくように電話で、あるいは大口町の役場を通じて依頼をしますが、要望したところは、何とか穴ぼこを埋めていただけてますが、舗装の修繕をするところは、なかなか

予算がないということで難しいようでございます。

ちなみに、22年度の成果報告書によりますと、舗装工事が4件、面積で約1,000平米ぐらいの舗装しか実績がないわけでございます。4件で1,000平米といたしますと、6メートルぐらいの道路ですと、大口町内で200メートルぐらいしか延長で直していないというようなことになるわけですが、今年度も同じか、もしくはそれ以下なのかなあというふうに思いますが、今年度舗装工事について維持補修をされる予定があるのか、お聞きしたいと思えます。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 下水道の工事に伴います舗装復旧、あるいは全町的な舗装の傷みということで御質問をいただきました。

まず、下水道布設後の舗装復旧につきましては、3月議会の一般質問にもお答えをさせていただきましたが、下水道の布設工事がされた特に集落内の道路でございますが、そういったところは土質、あるいは管の埋設の深さ、そういったものによりまして、先ほどもお話が出ておったように、舗装してもまた沈下してしまうと、でこぼこができてしまうというような状況でございます。それは、沈下の進行速度が一律でなくて、舗装の計画がなかなか立てづらいところがあるというようなことございまして、ここの部分を何年に施工したから、2年後、3年後にやるよというような形での計画がなかなか立てづらいところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

その舗装の復旧についてでございますが、仮復旧をして、その状況を見ながら何年後、本復旧ということになります。その本復旧をするときに、道路管理者としては、占有者による道路復旧工事と調整をとりまして、町の舗装工事と同時施工するといったような合理的な方法をとって同時施工を行い、経済的な方法で施工を行っております。

それから、町全域の舗装の傷みについてでございますが、そういったところの舗装状況につきましては、道路パトロール、それから地元要望及び住民による通報等によりまして、そういった緊急補修を行った箇所を図面化し、損傷状況の把握に努めており、このデータをもとに、1・2級町道、主要幹線及び舗装の損傷が激しい道路につきましては、安全で快適な道路を維持するために、計画的かつ合理的な舗裝修繕、または舗装の延命化を図るための工法の検討とともに、今後の道路補修計画の策定を進めているところでございます。

先ほど22年度の決算書等からの数字を出していただきましたが、こういった下水道、また道路復旧箇所が非常に町内にたくさんございまして、そういったことを合理的に進めるというようなことで、今まだその計画を策定しているという段階でございますので、状況を把握して、一日でも早く皆様に迷惑がかからないような舗装工事をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 大島議員。

6 番 ( 大島保憲君 ) 非常に前向きなお話かと思いますが、毎年毎年道路修繕費というのは、社会資本整備にかかる費用というものは予算化をせざるを得ないというふうに思っております。この下水に伴う道路の沈下、あるいはこれまた話が別になりますが、道路の路面標示といいますが、とまれとか、一たん停止とか、横断歩道だとか、この先横断歩道があるよというダイヤの形の路面マークですが、この本議会でも吉田議員から御質問があったように、ほとんどが消えかかっている、あるいは消えてしまっているというような状況でございます。こういう路面標示については、多分御承知かと思いますが、道路管理者がやるもの、それから公安がやるもの、いろいろ区別がありますが、道路の舗装工事をすれば、その塗り直しは道路管理者がやるというふうに理解しておりますが、この点いかがでしょうか。

議長 ( 倉知敏美君 ) 建設部長。

建設部長 ( 野田 透君 ) 議員がおっしゃるとおりでございます。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 大島議員。

6 番 ( 大島保憲君 ) そうしますと、公安の方に、例えば横断歩道を塗りかえてほしいということになりますと、公安の方は公安の方で、江南署でもいろんなところから要望が出てくると、それぞれ手が回らないということがありますね。大口町は「交通安全宣言のまち」とかといって、役場の前に大きな白い看板が立っていたり、あるいは「安心・安全なまち宣言」をしていらっしゃるんですが、横断歩道の線が消えていて事故があったときは、だれの責任になるんですか。横断歩道の停止線、あるいは裏道に入ると交差点で、真ん中に十字が切つてある、見通しの悪いところは停止線があたりしますが、そういうところはほとんど消えてしまっている。こういうのは、警察に頼んだらやってくれるかということ、警察じゃなくて、多分そのまま放置して今の状態が進んでいるんだろうと思いますが、道路の舗装と合わせれば道路管理者がやれる。江南署へ頼んではやってくれない。どうするかというところを考えなきゃいけないというふうに思っておりますが、警察に、事故があったらおまえのところの責任だぞというぐらいの話をして、警察にやってもらうもの、あるいは道路管理者としてやらなきゃいけない分、こういうのは当然あるかと思いますが、先ほど名濃バイパスの話もございましたように、やはり行政の違うところについては、大きな声で要望をしていただかないと、なかなか重い腰を上げないということがございますので、ぜひこの辺はお願いをしたいと思います。

それから、先ほど維持修繕計画をつくって緊急にやるところ、あるいは2年後にやればいい、あるいは3年後ぐらいに何とかやれるだろうと、こういう計画を立てていただいて、少なくとも



も町内から、この工事は来年はかかりますよ、あるいはここはまだまだほかのところに比べてはまだ安全度はある、あるいは3年ぐらい待ってほしいというような説明ができるように、ぜひとも維持修繕計画というものをつくっていただいて、年次の説明ができるような維持修繕計画を立てていただきたい。これは路面標示に関しても一緒だと思います。ぜひお願いをしたい。それが定期的に維持修繕をやらなきゃいけない道路管理者の役目だというふうに思っておりますので、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） まずラインについてでございますが、引き直しが必要という箇所が町内に多くなってきたなあというところは認識しておりますが、先ほども話がありましたように、舗装との兼ね合いがありまして、ラインを引いてすぐ舗装をしちゃうというようなこととなりますと、公費の無駄というか、工事費の無駄ということになります。先ほどの舗裝修繕計画とあわせて考えてまいりたいと思います。その中でも通学路は優先通学路の標示、そういったものも含めて考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、計画はいつできるかということでございますが、こちらについても、舗装の方はかなり悪くなってきておりますので、一日も早い計画策定を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

（6番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6番（大島保憲君） 舗装の修繕工事というのは、今すぐにでもやらなきゃいけない復旧、あるいは修繕というものが、相当な延べ人数になるというふうに私自身は理解をしております。町内の全線まではいきませんけれども、下水がどんどん進んでおりますので、7割、8割という数字になるかと思いますが、このままほうっておきますと、町民からのクレームが来るのと、事故が心配でございます。道路の舗装のいろんな障害で事故が起きたときには、道路管理者の責任を問われるということも十分承知していただいて、実態を把握した上で修繕計画を3年なり、5年先まではちょっとどうかと思いますが、3年ぐらい、あるいは4年ぐらいの修繕計画を立てていただくようお願いをしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

次は、白山ふれあいの森についてでございますが、下小口の一丁目に白山ふれあいの森というのがございまして、この白山ふれあいの森は昭和58年に完成をして、既に27年を経過しているところでございます。たくさんこれまで入場者でにぎわってきたところでございますが、実はフィールドアスレチックという木製の遊具がございまして、これがもう27年ですから、木製の

野ざらしにあるものは幾ら薬液注入をしたりしても、27年もたてば朽ちかけてくるというのが実態かと思えます。そのフィールアスレチックの木製遊具が立入禁止のテープで、この夏ずっと使えない状態がございました。ここは、隣接するキャンプ場もございまして、大変子供たちが楽しみにしていたものでございまして、当局にお伺いをいたしますと、補修をしましょうということで、今考えていらっしゃるようでございまして、この補修について同じものでやって、また朽ち果てるのを何年か待たなきゃいけない、あるいは来年もまた朽ちかけるようなところが出てくるかもしれませんし、毎年毎年点検をして、その木製遊具の安全性を確認されているようでございまして、毎年毎年朽ちかけたやつをかえていかなきゃいけないということも何でございまして、どのように補修について考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 大島議員の御質問にお答えさせていただきます。

質問の御指摘の中にありましたように、すべて答えを含んでおりまして、どのように答えようかと今考えておるわけなんですけど、確かに昭和58年に開場し、既に27年が経過し、しかも木製であるがゆえに年々風雨によって朽ちておるのが現状でございます。

なお、残っております遊具につきましては、毎年委託料を組んで安全点検を実施しており、ふぐあいのある箇所につきましては、直ちに修繕を行っているのが現状でございます。

今も言いましたように、この遊具につきましては木製であることにより、毎年毎年かなりの部分にふぐあいが生じ、しかも、ここ数年は、遊具の基礎部分に係る腐食等が発生し、この修繕には見積もりをいただいておりますけど、多額の費用が必要となってきております。現在ある遊具6基のうち3基を使用禁止とさせていただいており、利用者の方には大変御不便をおかけしております。なお、この3基につきましては、議会で質疑をいただいたときに、事務の発注の準備にかかっておったところでございまして、本年の予算で設計を作成し、発注をできるように進めているところでありますので、年内には使用ができる予定であります。

なお、今後どうしていくかということにつきましては、全体の6基ある遊具のうち3基につきましては、今言いましたように予算で修繕させていただきます。年内には利用できるようにします。それと並行して、平成24年度の当初予算が出てきますので、そのときにどう対応するかというのを一度協議しながら、また予算の折に、必要であれば反映させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6番（大島保憲君） 今、お話をいただいたのは同じものをつくるというふうに理解をすれば

よろしいのかなというふうに受け取りましたが、木製と遊具といたしましても、最近は合成木材と言いましょか、腐りが発生しないものですかというのがありますので、その辺を本年度の修理費の予算でいくと、そういうのができるのかどうかよくわかりませんが、ぜひ将来的にも腐りにくいというものでいくのか、あるいはこのフィールドアスレチックというのは7ポイント制だというふうに聞いておりますが、いろんな遊具の組み合わせによって運動の内容が変わってきますので、どこかでやはり転換を考えなきゃいけないのではないのかなと、その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思っておりました。7ポイント制だとか12ポイント制で、岐阜公園あたりに行くともっと大きな施設になったりしますから、そういう組み合わせを考えながら、今年度の予算をどういうふうに使いながら、来年度は全面的にいくのか、そういうふうな考え方がなされるのかどうかということをお聞きしたかったんですが、いかがでしょうか。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） お聞きにくいところがあったかと思いますが、とりあえず本年度予算において、今テープで使用禁止にしております箇所につきましては、復元させていただきます。その費用対効果というのは、当然検討する余地があるかもしれませんが、そういうことで、復旧はさせていただきます。

それから、御指摘のように木製であれば当然同じようなことが、ここ二十何年の間に繰り返されますので、新しいものをどんな形のものにするのか、今御指摘があったように合成にするのか、いろいろ遊具はあるかと思えます。その材質につきましても検討させていただいて、必要であれば来年度予算に反映させていただくという計画でありますので、よろしく願います。

（6番議員挙手）

議長（倉知敏美君） 大島議員。

6番（大島保憲君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。壊れたものをそのままもと同じ状態で復元するというのも少し考え物なのかなあと。子供たちはどんどん成長していきますから、何回か利用しているうちに、これまでの遊具と違うシステムになった方がいいなという子もおるかもしれませんし、そのあたりをよく御検討いただいて、少し新しいものも入れながらというふうな方が、少しは子供たちも興味を持つんじゃないのかなというふうに思います。

それでは、次の質問になりますが、最後の質問になりますが、実はここに管理棟というものがございまして、1階は当然ピロティーになっていまして、このフィールドアスレチックへの入り口になっておりますが、2階に会議室があります。この会議室の活用方法について質問をさせていただきたいと思ひます。

現在、会議室はキャンプをしたりするときの父兄、あるいは子供たちの会議的なもので、時

間当たり500円ぐらいの賃料でお貸ししているというふうになっておりますが、去年の実績で、これの使用料が2,000円の収入があったというふうに伺っております。2,000円は4回あったのか、あるいは4時間お貸ししたのか、それはわかりませんが、ほとんどこの施設は使われていないのが実態ではないのかなあというふうに思います。有効な使い方としては、無料開放したらどうだというのが私の一つの持論でございますが、例えば子供を対象とした交流体験活動ができるようなもの、そんな催しを行うとか、展示をするとか、自由に利用できるような部屋としてできないのかなあというふうに思っております。

また、これは弥生時代とか古墳時代の遺跡が出て、大口町の第1号の指定文化財になってございますし、そこから出た出土品については、歴史民俗資料館に展示してあります。そんなことから、会議室で歴史民俗資料館に詳しいものがあるよと、こんなところはこういう地形だとか、この時代の古墳についての説明、特に出土品を展示しろというつもりはありませんが、パネル展示とかそんなものをして、歴史民俗資料館への誘導といいましょうか、そんなことができるよと歴史民俗資料館も少しは人がふえてくるのかなあというふうに思っております。

話は飛びますが、歴史民俗資料館は、年間1万人ぐらいの入場者があるというふうに聞いております。それは、秋のいろんな催しだとか、春の催し物をやっていますから、ここのふれあいの森につきましては、主に春、夏、秋までぐらいの入場者で、約7,800人の入場者があるというふうに聞いております。だから、歴史民俗資料館と同じぐらいの入場者があるわけでございますので、そんなところで、歴史民俗資料館の方も催し物をして、それだけの努力をされているようでございますので、ここの2階を使って、子供たちが気楽に歴史民俗資料館に行くような、そんな身近に感じる施設のためにも、ここにパネル展示なんかはできないだろうか。こちら辺は私の考え方ですから、一度御検討していただいて、何とか使いやすい、開放できるようなものにぜひお願いをしたいというふうに思っております。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 御指摘いただきました管理棟の2階の会議室につきましては、キャンプ場の避難所という意味合いで押さえてあります。この会議室につきましては、1時間当たり御指摘のように500円いただいております。これは条例の制定によって、おわかり願っているかと思っております。そのような意味合いの会議室ですけど、18年のころ一度、使用をしていただくよう御案内申し上げた経過もございます。それから5年ほどたっておりますけど、再度利用への呼びかけはしたいと思っておりますし、今御指摘がありましたように、生涯学習課がその会議室を使った講座を生み出せるよう、また歴史民俗資料館とタイアップし、古墳群並びに余野地内で発掘されました土器等の探検というか、そんな講座も組めたらいいのかなあと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思いますし、また御意見等がございました

ら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

( 6 番議員挙手 )

議長 ( 倉知敏美君 ) 大島議員。

6 番 ( 大島保憲君 ) 大変たくさんの質問をさせていただきまして、大口町のこれからについて、御理解をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 ( 倉知敏美君 ) 御苦労さまでした。

#### 散会の宣告

議長 ( 倉知敏美君 ) 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き、あした9月15日木曜日9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

( 午後 4 時 1 0 分 )

